

第七十一回国会 参議院社会労働委員会会議録第十四号

昭和四十八年六月二十六日(火曜日)

午前十時二十四分開会

委員長の異動

六月二十二日矢山有作委員長辞任につき、その補欠として大橋和孝君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

六月二十二日 寺下 岩蔵君

出席者は左のとおり。

委員長 大橋 和孝君
理事 玉置 和郎君
丸茂 重貞君
須原 昭二君
小平 芳平君

委員

石本 茂君
上原 正吉君
川野辺 静君
君 健男君
斎藤 十朗君
高橋文五郎君
寺下 岩蔵君
橋本 繁蔵君
山下 春江君
田中寿美子君
藤原 道子君
矢山 有作君
須原 昭二君

国務大臣 厚生 大臣 齋藤 邦吉君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 加倉井駿一君
厚生省援護局長 高木 玄君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

説明員

大蔵省主計局共済課長 鈴木 吉之君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦時災害援護法案(須原昭二君発議)

○委員長(大橋和孝君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

議事に入りますに先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私、このたび皆さまの御推挙によりまして、本委員会の委員長に選任されました。ふなれな者でございますので、委員の皆さま方の御鞭撻と御協力によりましてこの重責を果たしたい、こういうふうに存じておるのでございます。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(大橋和孝君) これより理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大橋和孝君) 異議ないと認めます。

それでは、理事に須原昭二君を指名いたします。(拍手)

○委員長(大橋和孝君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等に対しては、年金の支給をはじめ各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今回これらの支給金額の引き上げ、支給範囲の拡大、新たな特別給付金の支給などを行なうことにより援護措置の一層の改善をはかることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて増額することとしたしております。改正の第二点は、被徴用者等を除く準軍属にかかる障害年金等の額を現行の軍人軍属にかかる額の九〇%相当額から同額に引き上げることとしたしております。

改正の第三点は、日華事変中の本邦等における勤務に関連した傷病により障害者となった軍属、準軍属等またはこれにより死亡した者の遺族に、公務傷病による障害年金、遺族年金等の額の七五%相当額の障害年金、遺族年金等を新たに支給することとしたしております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正

であります。留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることとしたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正であります。日華事変中の本邦等における勤務に関連して傷病にかかった軍属、準軍属等の障害者に新たに療養の給付等を行なうこととするほか、長期入院患者に支給する療養手当の月額を増額することとしたしております。

第四は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正であります。

改正の第一点は、国債の最終償還を終えた戦没者の妻及び父母等に対し特別給付金を増額、継続することとし、妻については六十万円(十年償還、無利子国債)、父母等については三十万円(五年償還、無利子国債)の特別給付金をそれぞれあらためて支給することとしたしております。

改正の第二点は、昭和四十七年の関係法令の改正により、遺族年金、障害年金等を受けることとなつた戦没者の妻及び父母等並びに戦傷病者等の妻に新たに特別給付金を支給する等支給範囲の拡大をはかることとしたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及び内容の概略であります。この法律案については、衆議院において療養手当の額の改正規定、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正規定及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正規定は、昭和四十八年「四月一日から施行する」とことなっているものを「公布の日」から施行し、昭和四十八年四月一日にさかのぼって適用することとするにとともに、これに伴う経過措置を規定する修正が

なされております。
何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(大橋和孝君) 本案に対する質疑は後刻に譲ります。

○委員長(大橋和孝君) 次に、戦時災害援護法案を議題といたします。
まず、発議者須原昭二君から趣旨説明を聴取いたします。

○須原昭二君 ただいま議題となりました戦時災害援護法案について、提案理由の説明を申し上げます。

さきの大戦で、米軍の無差別爆撃は、銃後と恐れられていた非戦闘員とその住居を、一瞬にして血みどろの戦場に変え、わが国土の諸都市を次々に焼き払ってまいりました。これによる一般市民の死者は、沖縄を除いて約五十万人ともいわれ、罹災者人口は実に一千万をこすといわれております。中でも、昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わずか二時間余の爆撃によつて、全都の四割を灰じんと化し、炎の中で約十万人の市民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの一物理学者が、原子爆弾による荒廃化を除けば、いままでにない空襲のうち最も惨害をほしにまにした空襲と指摘しているほどでありました。

しかるに、政府は、戦争犠牲者対策を軍人軍属及びその遺族など、わずか約十八万人に限定してきたのであります。昭和三十四年に学徒動員が、三十八年に内地勤務の軍属が、四十四年に防空監視隊員が、それぞれ新たに対象とされるなど、若干の範囲拡大はあつたものの、銃後の犠牲者にまで広く援護の手を差し伸べようとする努力は、皆無にひとしかつたのであります。

ところが、たとえば同じ敗戦国である西ドイツでは、昭和二十五年に戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷病の範囲をきわめて広範に規定いたしましたため、援護の手は

一般市民の犠牲者にまで行き届き、その対象は、実に四百十五万人にものぼつております。

戦争犠牲者対策については、原爆被爆者に対する特別措置は別として、あくまで軍人軍属等に限定しようとするわが国の政府の態度には、世界大戦のあやまちを良心から悔い改めようという姿勢が見られないばかりでなく、その態度によつて来たるところが、軍事優先の思想にあるのではないかと疑わざるを得ないのであります。

本年三月十日に出版されました「東京大空襲・戦災誌」第一巻に、「戦争を知らない戦後世代の数は、国民の過半数に近づき、いたましい戦災の傷痕は、歳月がもたらす風化とともに、危うく歴史のそとに置き忘れられようとしていた。『戦争』というそれ自体の過ちの上に、さらに私たちは、その過ちを『忘却』のなかに葬るという二重の過ちを犯そうとしているかにみえた。だが、二重の過ちを犯すことだけは、生涯をかけて拒否せねばならぬ」といつておるのであります。

本案は、このような国民の声にささえられて立案されたものであります。

次に、本案の要旨についてであります。簡略に言うならば、さきの大戦で、空襲その他の戦時災害によつて、身体に傷害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づく援護を行なうとするものであります。ただし、遺族に対する援護につきましても、遺族年金にかえて、一時金たる遺族給付金五十万円を支給することにより、援護の種類別に申し上げます。

第一に、療養の給付、療養手当五千五百円の支給及び葬祭費一万六千円の支給であります。

第二は、更生医療の給付、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無賃乗車等の扱いであります。

第三は、障害年金または障害一時金の支給であります。第一、第二、第三の支給要件及び給付の内容はすべて軍人軍属にけると同様であります。

第四は、遺族給付金一時金として五十万円の支給であります。その遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母で、死亡した者の死亡の当時日本国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、またはその者と生計をともしていた者といつております。

なお、遺族援護法による遺族年金におけるような、受給者が一定の生活資料を得ることができないことなどの受給要件は設けられないものとしておるのであります。

第五は、弔慰金五万円の支給、遺族の範囲は、おおむね軍人軍属にけると同じであるほか、金額その他軍人軍属にこれまた同じであります。

最後に、施行期日は、公布の日から一年以内で政令で定める日としております。

何とぞ、慎重審議の上、本案の成立を期せられんことをお願いして、提案理由の説明を終わるものであります。

なお、この法律による援護の水準を、特別援護法または遺族援護法における軍人軍属に対する援護の水準と同じレベルにしたことに伴い、これらの法律による準軍属に対する援護でなお軍人軍属に対する援護の水準に達していない者、すなわち遺族一時金及び弔慰金の額について、同一レベルに引き上げる措置を講ずることいたしました。

○委員長(大橋和孝君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(大橋和孝君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を再び議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原道子君 私は、まず基本的事項からお伺いしたいと思つております。

今次大戦後、二十八年が経過して、近年経済の著しい繁栄と相まって、戦後はすでに終わつてゐる、このような情勢において戦争犠牲者の現状を

見るとき、ここではまだまだ戦後の処理は終結していないといわなければなりません。

そこで、戦争犠牲者に対し、政府は今日までどのように戦後処理を行なつてきたか、この点についてまずお伺いしたいと思います。できますれば、厚生省所管だけでなく、政府全体の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(高木玄君) 戦争犠牲者に対する戦後処理は、多方面にわたつておりますが、まず、終戦直後の一番大きな問題は、当時海外におられた一般邦人を含めまして六百万人をこえる同胞の方々を、すみやかに祖国に受け入れる、その引き揚げの受け入れ援護、これが当時最急の業務であつたのでございます。その業務を行ないました後、当時占領中であつたので、戦争犠牲者に対する援護は、当時の占領軍の、生活困窮者は無差別平等に援護するのであつて、その原因を問うてはならないというたてまえから、特別の施策が講ぜられなかったものであります。すなわち、軍人恩給その他戦没者遺族等に対する一切の特別の援護というものは、傷病恩給を除きまして一切打ち切られておつたのでございますが、講和条約発効の昭和二十七年になりました、そういった方々のために、まず遺族援護法を制定いたしました。それから、戦没者遺族等に対する援護の措置を講じまして、ついで昭和二十八年にいわゆる軍人恩給の復活が行なわれたわけでありまして、それから留守家族に対する留守家族手当の支給、引き揚げ者に対する特別給付金あるいは特別交付金、それから戦没者の妻、父母等に対する特別給付金の支給等各般の援護措置を講じてまいつてきておるのであります。

また、原子爆弾の被爆者につきましては原子爆弾被爆者医療法なり原子爆弾被爆者特別措置法によりまして健康診断、医療給付あるいは特別手当の支給等が行なわれておるところでございます。

○藤原道子君 それだけ。――私は、農地報償とか引揚者給付金とかあるいはまた旧令の共済組合特別措置法とかまだいろいろあつたと思ふんです

見るとき、ここではまだまだ戦後の処理は終結していないといわなければなりません。

が、どうなんでしょうか。

○政府委員(高木玄吉) だいたい引揚げ者の特別給付金と特別交付金については申し上げました。なお、この戦後の処理業務に関連いたしまして私どもが現在なお問題としてかかえておりますのは、海外におきまする未帰還者の調査、それからそれらの方々の帰国可能な人の引き揚げの促進、それから海外における戦没者の遺骨の収集、こういったような問題がなお戦後処理の問題として残されておるわけでございます。

○藤原道子君 順次伺いたいと思います。戦後処理の基本方針のもとに具体的な計画があつて遂行されたんでしょうか。つぎは対策だけでなく一つの方針があつたのかどうか。

○政府委員(高木玄吉) この戦後処理の問題は、やはり戦後の日本におきまして何といひますか、緊急度の高いものから優先的に処理されてきたという傾向はございます。

まず、御案内のとおり終戦の当時はいわば国内のほとんどの都市は焼け野原でありました、非常な食糧難で国民が飢饉線上をさまよつたという非常に国内も惨たんたる状況でございましたが、同時に海外におられます同胞の方々がその祖国を目ざして帰つてこられる、この方々を受け入れるということが終戦直後におきましては最大の問題であつた、あるいは一番緊急のこれは問題であつたと思ひます。そこで昭和二十一年に現在の私どもの援護局の前身であります引揚援護院という役所が設置されました、この海外引き揚げ者の受け入れ援護に当たつたわけであります、この受け入れ援護の仕事は昭和二十四年に数の上から申しますと九九%までの引き揚げの援護を完了いたしております。それから、いわゆる戦争犠牲者の方々が一般国民以上にいろいろな意味で生活に非常に苦しんでおられたのは事実でございますが、当時占領下におかれまして、当時の占領軍の方針は生活に困つてゐるものはすべてその原因のいかんを問はず無差別、平等に保護すべきであるというところで、引き揚げ者だから、あるいは遺族だ

からということでは特別の援護措置を講じてはならないという基本措置でまいつたために、そういった特別の援護措置を講ずることなく、昭和二十七年までまいつたわけでございます。昭和二十七年に講和条約が発効になりました、まず一番最初に浮かんできた問題は、やはり国の命令によつて戦地におもむいて戦没された方々、戦死された方々あるいは生きついでに傷病の身をもつてお帰りのなつた方々、そういった戦没者なり傷病軍人という方々が最大の戦争犠牲者じやなからうか。そういう方々に対する、そういった方々の遺族なりあるいは傷病軍人の方々に對する援護の措置を講じねばならぬということがまず最初に取り上げられた問題でございまして、それによりまして、昭和二十七年に遺族援護法というものが制定され、ついで、昭和二十一年に停止されておりました軍人恩給が翌二十八年に復活した、こういう状況でございまして、以後、こういった戦傷病者、戦没者の遺族、それから留守家族に対する援護、こういったものに援護業務が行なわれてまいつたのであります。その後の経済情勢の変化等を勘案いたしまして、年金額は逐次引き上げられてまいつております、また、このいわゆる準軍属につきましてもいろいろな国民の要望にこたへまして、逐次その準軍属の範囲を拡大する等この援護の内容を充実してまいつて今日に至つてゐるという状況でございまして。

○藤原道子君 今後の戦後処理計画は、どのようにできておりますか。

○政府委員(高木玄吉) 現在私どもの局で所管しております戦後処理業務といたしましては、大別いたしまして戦傷病者なり戦没者遺族等に対しまして生活保障を主とする分野と、それから旧軍関係の業務に分けることができるのでございまして、まず戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましても、何と申しましても戦後三十年近く経過してまいつておりますので、これらの遺族の方々なり傷病軍人の方々が老齢化の傾向がきつて顕著でございまして、そういった点から、これらの方々に

對する援護の必要性というものは今後ますます高まつてくる、かように考えておりますので、今後年金額の引き上げをはかるなど、これらの方々に對する必要な援護措置というものを強化してまいりたいと、かように考えております。

いま一つ、旧軍関係の業務につきましては、これはまあ、相当進捗はしてまいつておりますものの、いままの外には戦没者の方々の遺骨が多数ございまして、これらの方々の遺骨収集作業を効率的に実施してまいりたい。それから未帰還者が現在なお三千五百名おりますので、こういった方々の帰国の促進なり調査というものをさらに進めてまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

○藤原道子君 その点については、あとでもう少し詳しく伺ひますが、どうも国家補償と社会保障の関係でございまして、国家補償と社会保障を比較したときに、おのづから国家補償のほうが手厚い援護措置が行なわれてゐると思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(高木玄吉) 遺族援護法は、国家補償の制度でございまして、これは、戦傷病者なり戦没者の遺族といつた、元の陸海軍と使用関係にあつた者、あるいはこれに準ずる立場にあつた者に対して、国が使用者としての立場から、それらの方々の遺族なりそれらの方々に對し国家補償という立場で援護をすると、こういう制度であるわけでありまして。社会保障は、御案内のとおり憲法二十五条の規定に基づきまして、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するという趣旨のものでございまして、この国家補償と社会保障とをいかに比較することはむづかしいと思ひますが、感じたいしましては国家補償の制度のほうが社会保障よりも手厚くあつてしかるべしというふうには私も考えております。

○藤原道子君 具体的な事例で、七十歳以上の夫婦の場合、本法の遺族年金の月額が、今回の改正案によつて二万五千四百七十五円です。ところが、生活保護法の一級地、大都市の生活扶助の月

額は三万六千三百三十三円、四級地においても二万八千五百五十六円となつております。この遺族年金額は低額であるが、これに對しましては政府はどのように考えておられますか。

○政府委員(高木玄吉) 遺族年金の額でございまして、これはただいま申しましたように、これは国家補償の立場から特に関連いたしまして恩給の公務扶助料に準じて引き上げを行なつてまいつております。恩給の公務扶助料は、国民生活のレベルアップなり物価の動向等勘案しまして逐年改善をはかつてまいつてきておるところでございまして、この同じ趣旨の制度でございまして、この遺族年金の額というものは恩給の公務扶助料と見合つて引き上げてまいつておると、こういう事情でございまして。片方の生活保護の基準でございまして、これはもう先生御承知のとおり、それらの生活困窮者につきまして、資産調査——ミーンズテストを行ないまして、個別的な事情を勘案して給付されるものでございまして、そういったミーンズテストなく、一般的に一律に支給されるこの遺族年金の額と制度の趣旨が違ひますから、これも一がいに比較することはできないと思ひますが、先生御指摘のように、遺族年金が低いという面もございまして、今後生活保護水準との関連につきましては十分に配慮してまいりたいと、かように考えております。

○藤原道子君 私は生活に困つてゐるということで社会保障で見てゐるわけですから、ところが、こちらの遺族の場合は、受給者が戦争で殺されたんです。それでこういう援護法ができておりながら生活保護法よりも低い年金額という点に對しては私は納得がいきませんので、大臣どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 金額的に比較をいたしますと仰せのようにちよつと少ないんじやないかと思ひます。しかし、法のたてまえが違つておるからそういうことになつておるわけでございまして、そういふことになつておるわけですから、人間的な方々もやつぱり生活が困つておるわけ、それには違

いないわけでございますから、できるだけそういうものをにらみながら改善をはかつていくということが私は適当ではないかと思えます。

○藤原道子君 当然改善をはかるべきだと思う。生活扶助だけの社会保障と損害賠償は性格が違う。最低生活保障の生活扶助と同額では低過ぎると思う。一般戦争犠牲者にもその点十分考えて至急にこれは改正すべきだ。私はどうしてもこれは納得がいかない。

それから次に、特別給付金の支給関係でございますが、国債の最終償還を終わつた戦没者の妻及び父母等に対して特別給付金制度を継続する理由はどういうわけでございますか。

○政府委員(高木玄君) 戦没者の妻、それから戦没者の父母等に対しましては、援護法とか恩給法によりまする年金給付とは別にこれらの方々の戦後の御労苦をお慰めするという趣旨のもとに特別給付金制度というのがございます。で、その特別給付金制度のうち戦没者の父母に対する特別給付金制度は昨年の五月十五日、それから戦没者の妻に対する特別給付金制度は本年の四月三十日にそ

れぞれ第一回の特別給付金の国債の最終償還が終了します。したがって、これらの方々の最終償還が終わったあと特別給付金制度をどうするかという問題が一つ問題であったわけでございますので、昨年厚生大臣の私的な諮問機関といたしまして、

て、遺族等特別給付金問題懇談会というのを設けて、まして御審議を願っておりましたところ、この審

議會から、これらの戦没者の妻あるいは戦没者の父母の方々はいまや老境を迎えて、最愛の夫や子をつたさざびさとそういった寂寥感あるいは哀切の念というものがいよいよ深まっていくなどの特別の事情を勘案すれば、この制度は継続すべきである、引き続いて特別給付金として継続し、その金額もその後の情勢に合わせて増額すべきであると、かような御意見をこの審議會からいただきました。その審議會の御意見に基づきまして予算折衝いたしましたので、この特別給付金制度を継続し、しかも増額すると、かようにいたしました次第でございます。

いさす。

○藤原道子君 今回の特別給付金の国債の発行とその償還金の支払いは具体的にどうなっておりますか。また、その対象件数は幾らになっておりますか。

○政府委員(高木玄君) 今回の特別給付金国債でございいますが、これは戦没者の妻あるいは戦没者の父母とともに本年五月一日付で国債を発行いたします。そうしてその国債の第一回の償還は、戦没者の妻につきましては本年の十月三十一日にまず三万円支払われます。それから戦没者の父母につきましては、本年の九月十四日に六万円がそれぞれ支払われることになっております。その後戦没

者の妻につきましては昭和五十八年まで毎年二回四月三十日と十月三十一日に三万円ずつ支払いが行なわれます。それから戦没者の父母につきましては昭和五十二年まで毎年一回、九月十四日に六万円の支払いが行なわれるわけでございます。また第二回目の新たな特別給付金制度の対象でございますが、戦没者の妻が四十一万五千人、戦没者の父母を九千五百人と見込んでおります。

○藤原道子君 いま、そちらのあれでは戦没者は約二百十二万人、一般邦人約八十万人ですか、内地で五十万、外地に三十万、戦傷病者が約十五万人というふうにあれしていますが、そのとおりですか、対象件数。

○政府委員(高木玄君) 先生の言われた、大体そのとおりでございます。

○藤原道子君 改正法によつて処遇対象となつたため、最終償還期限の到来していない者については、やはり同じように今回の特別給付金を支給すべきではないかと思いますが、この点はどうなんですか。償還期限の到来していない者も高齢で生活が苦しいという点では同様だと思う。次の権利を受けるときまでの状態は、二五％というようになつているように思うのですが、その点はどうなんでしょう。

○政府委員(高木玄君) 今回の特別給付金は前回の特別給付金の終わった時点、つまり国債の最終

償還の行なわれた時点におきまして、あらためてこの戦没者の妻なり父母等の特別の事情を勘案いたしましたして、この新たな特別給付金を交付しようというものでございますので、現に特別給付金の償還を受けている者に同時に今回の特別給付金を支給するというようには考えておりません。やはり第一回の特別給付金の償還が終わった方に新たな第二回の特別給付金を交付する、こういうようにいたしてまいりたいと、かように考えます。

○藤原道子君 私はその点、金額の点から何かからいつて、やはり考えてほしいと考える。

それから次に、再婚解消の妻に対する問題についてお伺いしたい。再婚して、再婚を解消したと

きの、軍人恩給の復活した前というようになって
いるですね。いま昭和二十七年の四月まででし
たか、に離婚した者となっていますね。ところが
これを昭和二十八年七月三十一日までに延長する
考えはないでしょうか、実施したときまで。私、
実はこの問題でお気の毒な方、つまり再婚はした
けれども、二年くらいで離婚した。それは兄弟な
りですね、弟と。ところが二年くらいで離婚した

のだけれども、夫のほうで離婚に承知をしなかつた。それでやつと、――離婚するまでは、むしろ別居していたんですけれども、子供を連れて。ところが正式に籍が抜けたのがたしかわずか十日ぐらいいおそかったと思う。そのためにこれの実施を

ただけないというので、厚生省、あなたのほうの援護局へ陳情に連れて行ったことがあるんです。

それでいろいろ調べていただきました。

子供が別居した土地——御殿場ですけれども、御殿場の学校へ行つた。いろんなことを調査して、この問題はあなた方の御理解で解決しましたけれど、そのときに、二十八年の七月三十一日まで延ばすつもりでございます。これは直ちに実行できると言うからというふうなお話を伺つたんです。それは去年の話なんです。ところが、まだその解決ができていない。今度またここに陳情が参りまして、その陳情によりますと、夫が戦死したのは、まだその奥さんが二十二歳のとき。女の

子と妊娠中の子供と、——二十二歳で戦死したんですね。十九年七月二十日にフィリピンで戦死して、そこで、いなかのほうでは家庭が中心になりますから、親の主張で弟と結婚させられた。ところが、その弟がまた死にやつたんです。二十七年の六月に死んだんです。そうすると、これちよつと二カ月足りない、二カ月。ところが、私は、この前話があつたけれども、いや二十八年、一年延期になるはずだから、延長されるはずだからと言つ

ておいたら、今度またそれが延長になっていないわけです。で、子供からの、その娘さんからの陳情が来て、その中に遺族会だかの新聞に、三十年までに延長されるはずだといううな

ことが載っていたと、こういうことを書いてきているんですね。私は、二十二歳に戦死されて、子供二人かかえて、親たちの要求で弟と結婚した。ところがその弟がまた二十七年の六月に死亡したのです。それで何とかお願いできないだろうかという陳情が参っておりますので、この去年援護局でお話があった、二十八年まで延期するから心配いりませんということをつつたんでございます。

が、これはどうして延長にならなかったんでしょ
うか。

○政府委員(高木玄君) この再婚を解消された妻
に遺族年金を支給するということは恩給法その他
役り手金別度におきまして、従来絶対と考えら

れなかつた制度でございます。ところが、この非常な例外措置として、遣族援護法におきましてこ

の再婚を解消された妻を遺族年金の対象にいたしておられます趣旨は、昭和二十一年の二月一日に軍人恩給が停止されました。それから、先ほど申しましたように、昭和二十七年の四月三十日から遺族援護法が施行されました。そうすると、その軍人恩給がとめられた昭和二十一年の二月一日以後遺族援護法が施行になり、昭和二十七年の四月三十日までの間に再婚して、しかも四月三十日の時点におきましてはもう離婚しているという方に遺族年金の対象にしようという制度を考えたわけであります。その趣旨は、この軍人恩給停止から遺

族保護法の制定までの間はそういった遺族の方々につきましましては国が何も手を打たなかった、いわばほったらかしにしておいた。そういった国の措置が何ら及ばなかったために、いろいろな事情で再婚された方が出てきて、しかも、その方がその後、離婚された時点について見ますと、そこですでに離婚しておられますので、再婚を全然しなかった方と同じ状態にある。こういった点に着目いたしまして、例外的に、そういった方々につきましまして遺族年金を支給しようというふうな措置をとったわけでございます。

で、この措置をさらに国が手を打たなかった時期というものを軍人恩給復活の日まで延ばすべきじゃないか。つまり、軍人恩給復活が昭和二十八年の八月一日でございますから、その前日の七月三十一日までに再婚を解消していればいいじゃないか。そこまで延ばしてほしいという要望が実は遺族の方からございました。ございましたので、実はその昭和二十八年の七月三十一日まで延ばすように予算要求いたしましたのでございます。予算要求いたしましたのは事実でございますが、しかし、諸般の事情で予算要求の上でまあ認められなかったというところでございまして、先生いま申されましたこの二十七年の六月に夫と死別したというようになケースは、わずか二カ月程度のことでございまして、来年度の予算要求には再びこれを、二十八年七月三十一日まで延ばすという案を要求いたしました。ぜひ実現いたすように努力いたす所存でございますので、御了承いただきたいと思っております。

○藤原道子君 大臣にお願いしたいのですよ。私たちも信頼してたんです。ところが、今度要求を出された。けれどもこれが拒否された。わずかな金額でしようが。この人なんかは二つとそれから妊娠中の子供をかかえて苦勞して、で、二度目の――いなかではよく家族の關係で、兄が死んだら弟と結婚しろというような風習になってますね。だから、一つは犠牲ですよ。その夫も死んじゃつ

た。それで、その子をかかえてずいぶん苦勞してきて、もう年とりました、こういうことでございしますから、わずか二カ月足らずなんです。こういう点がございしますので、私は昨年信賴してきたのができなかったんで、ぜひとも今度は必ずこれが実現できるように努力してほしいと思う。大蔵省にがんばってほしいと思う。どうですか、大臣。――生活に困らない人にはわからないんだ。

○国務大臣(斎藤吉吉) 先ほど来の御質問、十分私も傾聴いたして聞いてまいりましたが、まことにございします。でも、何となく理屈をいいたして、延長するように最大の努力をいたしたいと思ひます。概算要求が八月末でございしますから、何とか理屈をうまく――理屈さえ通ればいいわけですから、何とかうまく理屈を考えまして、できるだけ延ばしまして救済できるように、ひとつ最大の努力をいたします。

○藤原道子君 それでは次にお伺いしたいのは、相談員の処遇の問題であります。同じ相談員の業務を行なう非常勤職員でも、婦人相談員あるいは母子相談員は月額が二万九千六百円なんです。これに対しては本法関係の戦傷病者相談員及び戦没者相談員は月額のおのたつた五百円。あまりにもばかげた金額だと思ひますけれども、これに対してどうお考えか。結局、老人の家庭奉仕員、身体障害者や重度心身障害児のその相談員、奉仕員は四万五千円です。そうして、家庭相談員、婦人相談員、母子相談員は二万九千六百円、ところが戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員、身体障害者相談員、精神薄弱者相談員はいずれも五百円なんです。いま五百円で何が買えるか。私どもは家庭相談員の非常勤の方の金額も少ないといつてがばつてきているんですけれども、このたつた五百円というきめ方、今の時代に、これに対して何ら手をおつけにならないというのはどういうわけですか。四十年以来の据え置き。戦没者遺族の相談員は四十四年以來ずっと今日まで据え置き、また、身体障害者相談員は四十二年から四十七年

までは三百円だったんですね。それがたつた二百円上げられて五百円。それから精神薄弱者の相談員がやはり四十三年以來四十七年まで三百円だったわけでございますが、こういう相談員の手当というのですか、給与というのですか、これはどういうところから出ているんですか。この五百円……。

○政府委員(高木玄吉) この戦傷病者相談員あるいは戦没者遺族相談員と申しますのは、戦傷病者なり戦没者遺族の援護の相談に應ずる、必要な指導なり助言を行なつて、これらの方々の福祉の一その増進をはかるという趣旨で設けられたものでございまして、現在全国でそれぞれ九百四十名、一県当たり二十名平均設置されているのでございしますが、このうち戦没者遺族相談員につきましては、本年十月から五割ふやしまして、一県当たり三十名というところで、千四百十名設置することにいたしました。これらの相談員の方々は、まづ性格は民間の篤志家でございまして、謝金のいかにかわからず、こういった相談援護の仕事に当たつていただける方々でございまして、先生ただいま御指摘のとおり、そうは申ししても五百円というのはいかに低額なものでございしますので、この制度のより円滑な運営をはかる上にもこの増額について今後努力いたしたいと、かように考えております。

いまも、述べられましたように、身体障害者相談員、精神薄弱者相談員が本年度予算で三百円から五百円に引き上げになりました。この遺族と戦傷病者相談員と肩を並べるところまできたわけでございます。いま、この四つがいま一番低い謝金となつておるわけでございます。したがって、今後はこの四つが歩調をそろえてこの謝金を引き上げるといふふうに努力したいと思ひます。本年度は気持ちよいといたしましてこの謝金の増額の要求をしたいのでございしますが、遺族相談員の増員というほうに中心を置いて、その五割の増員のほうを果したわけでございますので、四十九年度以降に、おきましてはこの謝金を引き上げるといふ方向で

努力させていただきます。かように考えます。

○藤原道子君 何しろ五百円というのは、それは余裕のある人を頼んであるのかもわかりませんけれども、電車に一回乗つたてそのくらい取られちゃうでしょう。だから相談に行つてやりたいなあと、思つてもついで足が重くなるでしょう。何しろ恥かしくありませんか、五百円。この点は真剣に考えていただいて、お役に立つような――ただ名前だけで働かないでそのままでいい――相談員は幾らいるんですか、戦傷病者相談員が四十七年に九百四十名、戦没者遺族相談員がやはり四十七年に九百四十名だったのが今度千四百十人にふえる。――ふやしたつて、五百円じゃ真剣に戦没者やあるいは戦傷病者を考えているんだといううなことは考えられませんか。この点は十分お考えになつていただきたい。電車に片道乗つたつて……。そこでまた、相談員の制度創設以來据え置かれていてというその理由が私、わからない。ずっと押えてきた理由というものはどういふことなんですか。聞かしてちょうだい。

○政府委員(高木玄吉) この理由と言われると非常につらいのでございしますが、要するに、私ども努力不足でございします。

○藤原道子君 ほんとうにお考えになつてくださ

い。そこで、未帰還者の現状でございしますが、それと、今後の処理方針はどうでございましょうか。特に、日中国交正常化に伴い、どのような方策をとられますか。未帰還者はいまソ連地域――樺太とか、千島を含む二百五十四名ですか、それから北朝鮮が百十六名、中国が二千九百四名、南方で百六十四名、合計三千四百三十八名というふうなあれを伺つておりますが、これらに対してどのような対策をお持ちになつていらっしゃるか。

○政府委員(高木玄吉) いま先生の仰せられた数字は本年の一月一日現在の数字でございしますので、新しい四月一日現在の数字で申し上げますと、未帰還者は全部で三千四百九十八名でございまして、その内訳はソ連地域三百五十名、それから中国地

域二千八百六十七名、北朝鮮地域百十八名、南方諸地域百六十三名となっております。これらの未帰還者の消息の調査につきましては、私ども都道府県と連携いたしまして、いろいろな手段を講じましてその調査究明に当たってまいっております。特にいまお尋ねの中国関係につきましては、外交関係も開けたことでもございますので、いままですらに調査が促進できるものと、かように考えております。現在この中国の關係のことを詳しく申し上げますと、いま申しましたように二千八百六十七名の方々が未帰還者としてリストアップされておられるのですが、そのうち過去七年つまり昭和四十一年以降生存の資料がある方がこのうち千四百四十六名おられるわけでございまして、残りの千四百二十一名は昭和四十一年以前の資料——生存資料のある方でございまして、今日はたしてどうなっておるか、はっきりしたことはわかりませんが、千四百四十六名につきましては過去七年内に生存の資料があるものでございます。現在これらのこの方々の名簿、それからこれらの方々のほかに自分の意思で帰還しないときめておられる方々が千四百十名おられるというふうな考えております。それから留守家族等の申し立てもこれあり、諸般の状況から戦時死亡宣告で処理した方が一万三千五百六十四名おられます。この一万三千五百六十四名の方々の中にあるいは生存している方があり得るのでございまして、私どもはこの未帰還者それから戦時死亡宣告によって帰還しない者、それから戦時死亡宣告によって処理した者、この三つとおりの名簿をつくりまして、中国大使館のほうにでき次第送付いたすことにいたしております。すでに未帰還者の名簿と、自己の意思により帰還しないというふうな思われる方々の二種類の名簿は作成いたしまして、中国大使館のほうにもう届けてございます。あと戦時死亡宣告で処理した方々の名簿ができ次第中国大使館のほうにお送りいたしますので、そういった方々で中国大使館がその名簿

をもとにいたしまして、いろいろな未帰還者の情勢を把握されるというふうの上に役立たしていただきたいと、かように考えております。なお、この未帰還者のうち、現在私どもは約三百名の方が帰国を希望しておられるというふう聞いております。それからそのほかの方々が帰国はできないが、一時帰国を、つまり里帰りを希望するという方がおられるやに聞いております。そういったことにつきましては、遺骨送還日本訪中団といったしまして山口政務次官はじめ関係の方々が中国に現在行っておられますので、そういった点につきましても、中国大使館あるいは中国の要路の方々と接触して何らかの情報が把握できるんじゃないかなるかというふうな期待している次第でございます。

○藤原道子君 講和条約を締結していない地域の未帰還者についての実績はどうですか。
それから中国に残した子をさがしている親もたいへん多いわけですね。こういう処理についてはどうお考えでしょうか。孤児の写真を新聞に載せたり、親子の対面ができた例もありますが、これはいままでのところマスコミ等民間レベルで行なわれてきている。政府としても孤児の写真等を一斉に新聞に載せるなどをして子供をさがす親、親をさがす子の願いに協力してはどうでしょうか。

○政府委員(高木玄君) 外交関係の国交の回復していない国と申しますと、もう北朝鮮でございまして、北朝鮮につきましては、私どものほうで未帰還者として調べあげました名簿を北朝鮮の赤十字社のほうにお送りいたしまして、調査をお願いしているような次第でございます。

それからいまお尋ねのいろいろな孤児の調査でございまして、マスコミ等でいろいろ御協力いただくのは非常にありがたいことで、それによって判明した事例もあるものでございますが、厚生省独自でも調査いたしまして、現在までに十数名この消息が判明しているという実例がございます。

○藤原道子君 北朝鮮へこちらから依頼して、その後どうなっているのですか。
○政府委員(高木玄君) その後、回答が参つてお

りません。
○藤原道子君 これをぜひお願いしたいと思うのは、さきのグアム島の横井さん、ルバング島の小野田さんの事例から見ても、未帰還者調査については再検討の必要があるのではないかと思っています。何しろ、戦争が終わって何年たちますか。ところが、あそこから遺骨が出たとか、こういう事件が起こるとかいうのは、政府として終戦後のとられてきた態度が私には許せない気がするのです。セントジョージ島の場合は、結局全員がなくなっていたことが判明しましたが、ほかにも信憑性のある情報が幾つかあるんじゃないですか。結果においてなくなつたことが判明したとしても、遺族としてもしや生きているのではないかと長い期間思い続けるのはつらいものだと思う。未帰還者調査を徹底的にしてもいいと思う。これらについても、横井さんやお帰りのなつたあとで政府もだいたい努力はしたけれども、それが問題が起こつたから、そこにこういう人がいたから、と

いつて動き出すようなやり方では、未帰還者の御家庭の人たちの気持ちはどんなに辛いのかということをお考えになつてほしいと思うんですが、今後のこれらに対する方針はどのように考えておりますか。

○政府委員(高木玄君) 確かに御指摘のとおり、グアム島の横井さんなり、ルバング島の小野田さんの事例から見まして未帰還者調査につきましては不十分の点がございました点はいないものでございまして、今後とも在外公館あるいは在外商社、民間団体等の協力も得まして従来以上に情報の収集に当たりたいと、そして信頼度の高い情報を得ましたならば、直ちに職員を派遣いたしましてその裏づけの捜索をするなどの措置を講じたい。それから、こういった事件がございましたので、在外公館に對しましては外務省を通じて未帰還者人に関する情報は逐一入れていただくようにお願いもいたしております。いずれにいたしましても情報網を強化して必要な措置を講じてまいりたいと、かように考えております。

○藤原道子君 それでは海外戦没者の遺骨収集について今後の計画は立てられているわけですか、いろいろ。早く収集しなければ、遺骨収集についても結局、風化する、土になつてしまふ、あるいは密林に踏み込めなくなるというふうなわれわれは心配している。私もフィリピンであちこちにいたしまして、たしかに四十八年度だけの計画ではなく、いつ遺骨収集が完了するお見通しですか。

○政府委員(高木玄君) 戦没者の遺骨の収集につきましては講和発効後、昭和二十八年から三十三年までに第一次の年次計画をもつて実施いたしました。それから四十二年から四十六年度までこれも第二次の五カ年計画を実施いたしましたのでございまして、いづれにしても予算上の制約等がございまして十分とは言えない実情でございます。そこで、御案内のとおり昭和五十年ということになりますともう戦後三十周年ということになりますので、いままのようなスローテンポの遺骨収集ではいけないのではないかとこのころから、四十八年度では従来の遺骨収集予算を思い切つてふやしていただきまして、二億三千万円の関係経費を計上していただいたわけであります。それに基づきまして本年度は、民間団体に対する補助金等も加えまして、必要な方面に相当大規模な遺骨収集を派遣することができるようになっております。四十八年度、四十九年度、二カ年度で主要戦域につきまして、そういった大型遺骨収集を派遣することによりまして、もう一ぺん遺骨収集について思い切つた措置を講じたい、それで残つた分につきましては昭和五十年年度に手を打ちたい、かように考えて、気持ちの上では戦後三十年たちます五十年までに遺骨収集はもうおんなじ地域については打てるだけの手を打つてみたいと、かように考えておるわけでありまして、もちろん、事柄の性質からいいますと、いつまでも終わるということとはなかなか言いがたい事業でございまして、しかし主要戦域につきましては、国としていまままでにい力を入れて五十年までに遺骨収集を進めてみた

い、かように考えておるわけでありませう。

なお、相手国の国内事業で遺骨収集ができないところがございます。具体的に申しますとビルマ、インド、これは相手国の国内事情から遺骨収集を派遣するわけにはまいりません。そういった地域につきましては、将来遺族による遺骨募集、遺骨参拝が行なえるような措置を講じたかどうかというふうに考えておるような次第でございます。

○藤原道子君 私があれしているのは、四十八年度の遺骨収集計画は、フィリピンですが、東部ニューギニア、ソロモン諸島、マリアナ諸島、中部太平洋のトラック諸島及び沖繩について実施する予定になっていると伺っておりますが、そうですか。

○政府委員(高木玄君) さようでございます。いま申されました、フィリピンにつきましては本年はルソン島とミンダナオ島の二つでございますが、これは大体十一月から十二月にかけて派遣する予定でございます。それから東部ニューギニア、これは大体同じ時期、やはり十一月から十二月にかけて遺骨収集を出したい。それからソロモン諸島につきましては、先般セントジョージ島の生存兵捜索と並行して終わりまして、約七千八百柱の御遺骨を収集して帰国いたしております。それからマリアナ諸島につきましては、この七月に遺骨収集をサイパン、テニアン方面に出す予定にいたしております。それから中部太平洋マリアナ、ギルバート島でございますが、これは船を一隻借り上げて、その船が中部太平洋の島を回る、こういう計画でございます。これも大体、十月ごろ実施する予定でございます。そのほか、本年におきましては、沖繩につきましても、沖繩の地下壕等にまだ遺骨が相当残っておりますので、昨年調査をいたしました結果に基づきまして本年も沖繩のその地下壕に隠れている遺骨の収骨をいたしたいと、かように考えております。

それから、トラック環礁にございます伊一六九潜水艦の乗組員の方々の遺骨につきましても、先般技術的な調査をいたしました結果、遺骨収集が可能なところがございますので、これは七月から八月にかけてこの伊一六九潜水艦の乗組員の方々の遺骨を収集したいと、かように考えているような次第でございます。

○藤原道子君 いまお話がございましたが、沈没船艦についての引き揚げ、これはもう少し真剣にやるべきじゃないかと思うんですがこれはどうなっておりますか。沈没船艦についての引き揚げ、そして、その遺骨の収集については、遺族の方は、あの船に乗っていたんだと思うと早く引き揚げたいと、どれだけお願いしているかわからない。この戦没船艦についての引き揚げと遺骨収集についてはどのように考えていらっしゃるのか。とにかく、肉親の気持ち、夜も眠れない、夢を見ると、こういう訴えがたくさんございまして、このことについてひとつ、どうなっておりますか、詳しく伺いたい。

○政府委員(高木玄君) 先般の戦争におきまして沈没した日本の艦船は全部で約三千余隻でございます。その沈没に伴いまして海没いたしました海上におきます戦没者は三十五万人と見込まれております。これらの沈没船艦につきましまして、この沈没船艦がいろいろ理由で引き揚げられ、ときに、たとえば航路啓開等のために船体が引き揚げられるときに、引き揚げに伴いまして収容される遺体はわがほうに引き渡すようにそのつど関係の方々にお願いいたしております。私どものほうの責任におきまして引き渡された遺骨を茶毘に付しまして、氏名の判明したものは遺族にお渡しすると、こういう措置を講じてきておるわけでありませう。

日本近海で沈没いたしておりますのが全部で八百四十二隻ございまして、そのうち三百七十一隻は引き揚げ済みでございます。その引き揚げ未済の四百七十一隻のうち、引き揚げ可能なものは軍艦陸奥だけでございます。軍艦陸奥は現在深田サルベージによつて引き揚げが行なわれているわけでありませう。その他の船は技術的に見て引き揚げができない。と申しますのは、現在のサルベージ技術からいたしまして、深さ五十メートル以上の海中におります艦船につきましては引き揚げ不可能でございます。技術的に、五十メートルに達しないところ、沈んでおりますものは引き揚げ不可能でございます。その意味で、日本近海の八百四十二隻のうち、残された引き揚げ可能な船は軍艦陸奥だけであつて、陸奥は現在、深田サルベージが年次計画をもつて引き揚げ作業中でございます。引き揚げのつどあがつてまいりました遺骨は私どものほうでいただいて茶毘に付しておるような次第でございます。私どもとしては、この沈没船艦の遺骨の問題につきましては、今回トラック環礁におきます一六九潜水艦の遺骨を収容するように予算措置を講じたのは、あの辺では一般的にダイバーが行きまして、一つの観光目的に各国のダイバーに呼びかけて、非常に海がきれいなのでダイビングに適しているというふうなことから、いろいろ各国のダイバーが行つてもございまして、日本の潜水艦があつて、しかも遺骨が見えるというふうな状況であつたわけでありませう。そういったことがスキングダイバー誌というふうな外国の雑誌に写真が載せられたり日本の週刊誌に書かれたりというふうな状態になりましたので、そういった人目にさらされているような、ちよつとダイバーがもつてすぐのところ、船があつて遺骨が見えるというふうな状況は、これは遺骨の尊厳を守る意味でもほつておけないじゃないか、これはぜひ収骨して国に持ち帰りたい、かようなことで予算措置を講じたわけでございます。したがつて、今後はケース・バイ・ケースでございますが容易に人目にさられるというふうな状況で、遺骨の尊厳を守る意味で収容するのがしるべしというものにつきましては、予算措置を講じて収容してまいりたいと考えております。

技術からいたしまして、深さ五十メートル以上の海中におります艦船につきましては引き揚げ不可能でございます。技術的に、五十メートルに達しないところ、沈んでおりますものは引き揚げ不可能でございます。その意味で、日本近海の八百四十二隻のうち、残された引き揚げ可能な船は軍艦陸奥だけであつて、陸奥は現在、深田サルベージが年次計画をもつて引き揚げ作業中でございます。引き揚げのつどあがつてまいりました遺骨は私どものほうでいただいて茶毘に付しておるような次第でございます。私どもとしては、この沈没船艦の遺骨の問題につきましては、今回トラック環礁におきます一六九潜水艦の遺骨を収容するように予算措置を講じたのは、あの辺では一般的にダイバーが行きまして、一つの観光目的に各国のダイバーに呼びかけて、非常に海がきれいなのでダイビングに適しているというふうなことから、いろいろ各国のダイバーが行つてもございまして、日本の潜水艦があつて、しかも遺骨が見えるというふうな状況であつたわけでありませう。そういったことがスキングダイバー誌というふうな外国の雑誌に写真が載せられたり日本の週刊誌に書かれたりというふうな状態になりましたので、そういった人目にさらされているような、ちよつとダイバーがもつてすぐのところ、船があつて遺骨が見えるというふうな状況は、これは遺骨の尊厳を守る意味でもほつておけないじゃないか、これはぜひ収骨して国に持ち帰りたい、かようなことで予算措置を講じたわけでございます。したがつて、今後はケース・バイ・ケースでございますが容易に人目にさられるというふうな状況で、遺骨の尊厳を守る意味で収容するのがしるべしというものにつきましては、予算措置を講じて収容してまいりたいと考えております。

大体において、現在までの調査におきましては、すでにもう引き揚げ可能な艦船はおおむね引き揚げられておりまして、あとは技術的に引き揚げ困難なものが非常に多いというふうな状況だろうと思ひます。

○藤原道子君 それ、三千船艦もあるというのを幾つ引き揚げたと言ひましたか。

○政府委員(高木玄君) 沈没した艦船が三千隻余りございまして、日本近海では八百四十二隻が沈んでおります。そのうち三百七十一隻が引き揚げ済みでございます。

それから、今日まで沈没艦船の船体内から遺体を収容したものは、隻数にして約百隻、これは内地が約五十隻、外地が約五十隻、合わせて百隻でございます。遺体の数で約三千六百体、これは内地で約二千五百体、外地で約千百体と、かように相なつております。

○藤原道子君 私は、このことを気にしていただけれども、いまの御答弁聞いて胸が痛くなるんです。元氣で出かけて、そして戦争の犠牲で沈没した船の中に、のぞいて見れば遺体が見えるというふうなものもある、これが戦後二十九年たつて、いまだにこれだけのものが放置されている、これが、一体いつ引き揚げが完了するんだらうかと思うと、ほんとうに胸が痛くなり、われわれも議員であるといながら、今日までこのようにことに放置してきたということは、ほんとうに申しわけないという気持ちで一ぱいです。日本は、経済的には世界の二位だなどといながら、世界二位まで発展してきたという日本の経済力を持ちながら戦争犠牲者が二十九年も放置されている。何としても許せない気持ちで一ぱいです。私も申しわけない気持ちで胸をうずいております。

そこで伺ひますが、船の引き揚げは費用もかかるし、あるいは沿岸国の許可が必要で、いろいろむずかしいこともあるというふうな同つておりますけれども、沿岸国でこの引き揚げについて反対しているという国はあるんですか。どうなんですか。

○政府委員(高木玄君) 先ほど申しましたこの一六九潜水艦の遺骨の収容にあたりまして、トラックの關係の方々と接したときに、トラックの環礁内が戦跡公園みたいになつておりまして、

もし、その潜水艦内の遺骨を収容するために爆破等の、ハッパをかける爆破等のことが行なわれますと、この公園自体の中が非常に荒らされるし、もし、それによって艦内から油とか、そのほか有毒物が流れた場合に海が汚染されるというようなことから異論が出たのでございますが、先般、私どもの職員と日本のサルベージ会社の技術者とが現地に参りまして、実際に向こうの関係者と一緒にもぐったところ、そういった爆破等一切行なわずに、もう現在すでに開いている穴の中から艦内至るところにもぐり込めることがはつきり判明いたしました。したがって、時間をかけますれば、艦内にごさいます遺骨を全部収容できる見通しがつきましたので、それを七月か八月ごろ収集団を派遣して実施したいと、かように考えておるわけでございます。決してそういった点についての反対はそのほかあるわけではございません。

○山下春江君 関連して。いま、藤原委員との間に非常に貴重な、何か当時を知っている者にはほんとうに目頭が熱くなるような御質問が継続されたんですが、私もまあ、それに関連があるといえれば関連のあることでございしますが、いま、戦傷病者、いわゆる傷痍軍人というのは十四万ぐらいだと思ひます。終戦直後、私は初代の傷痍軍人のめんどうを見ておられた会長のような方から三十六万とたしか聞いたようございしますが、それがまあ、足がない、手が足りない、目が見えない、耳が聞こえない、ああいう大けがをいたしますと、どんなに治療いたしましても長生きができない。最初は何も法律がなかったもので、身体障害者福祉法でこれを処遇していたことは御承知のとおりでありましたが、恩給復活以来、戦傷病者特別援護法が制定されて、それでまあ援護してまいりましたが、さて、その援護を受けていた方々の中で、戦症者の妻は、夫が目をつぶってしまったら、夫がなくなってしまったら、もうその日つきり、何も、一銭も国から援護してもらいう方法がいま講じられておりません。それはたいへん残念なんです。きょうまで、まあいま藤原委員が言われたように、世

界第二位の、自由世界第二位の経済発展を遂げたといながら、この戦傷病者を抱えている妻たちは、派手なこともできない、ぜいたくなこともできない、もう静かに夫のつえになり、柱になりして生活してきたんですが、その夫が、戦症者の夫がなくなりますと、妻は一銭の保障もない。私は、このことはたいへんなことだと思ひまして、まだ乳飲み子を抱えているような妻もあつたでありました。今日より前になくなつた、その戦症者の妻の実態調査を一本してみたいと思ひますが、そのことはこの議論には合いませんけれども、特別にそういうことに対しては、深い御考慮とあたたかい気持ちでいつもこの法案に当たつていただいている藤原大臣、援護局長、どちらからでもけっこうでございますが、この夫なきあとの戦症者の妻に対して、今後何か国家があたたかい手を差し伸べてやる必要はないかどうか、私はぜひそのことをお願いしたいと思ひます。戦後の社会情勢の中で、まあいわばその発展途上にある日本においては一番気の毒な生活をしてた婦人たちだと思ひますが、その夫がなくなつたあと、これは厚生省に私からお願ひをする、いまからの処遇で、これまでの処遇が何もなかったというのとに対して今後どうすべきかということに対して、厚生省で何かお考えになつておられますか、どうでしょうか。局長からでも、大臣からでも、まあ大臣はこういうことに対して非常に深い配慮をいつもしていただいておりますから、藤原大臣からお気持を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ほんとうに戦傷病者の妻は戦傷病者の方々のつえとなつて長いこと御苦労されてこられておられるわけでございますから、御主人がなくなりましたあと、どういう生活をしていくのか、やっぱりそういう実態も把握する必要がありますかと思ひます。まだ、そういう手当もいたしておりませんが、十分調査をいたし、国としてそうした方々について今後何らかの措置を講ずる必要があるかないか、そういうことも十分考える必要があると思ひますので、今後、国会が

済みましたあとに、どういう計画でやるか、具体的な例を関係団体の御協力もいただきながら調査をいたしたいと思ひます。

○藤原道子君 いまもお話ございましたけれども、遺族に対していろいろとよくお考えをいただきたいと思ひます。さつき私が御質問申し上げましたけれども、援護法、国の援護法ですね、これが社会保障よりも安い。値上げしていただいたといつてもいまの物価高でこれやっていくのだから、私はその点が非常に気になつておるんです。生活保護法だつて、いまの三万六千三百三十三円ではなかなかやれないというので、いずれまた、問題の違つたときにこの問題は今度お伺ひしたいと思つておるんですけれども、それよりも一万円以上低いんですね、援護法のほうが。今回の改正案で二万五千四百七十五円になるわけなんです。ところが、大都市の場合には月額三万六千三百三十三円。そうすると一万円以上こちらのほうが少ないわけなんです。こういう点について私はぜひ検討していただいて、これを引き上げるべきだと、私はこう思ふ。引き上げてもらわなければ、戦争の犠牲者——お互ひはそうでないからいいけれども、もつとも私だつて家も焼かれちゃつたんだからあれだけだ。とにかく戦争というものの犠牲になつて、自分のそばで看病して子供に死なれても親の気持ちというものはたいへんなことなんです。ところが、元気で出かけていって戦争で殺された、その援護法がこれでいいんだらうか、私はこの点は真剣に考えてもらいたいと思ひますが、何とかなりそうですか、どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 先ほどもちよつとお答えいたしました。法のたてまえは違ひますが、その額がだいぶ開きが出ておるという実態でございまして、この問題については法律のたてまえが違ふからこれでいいんだということは私はあまり言えない問題だと思ひます。したがって、私どもは、生活保護の基準の引き上げ、これはまあ生活水準が変わるに従つて毎年上げておるわけでございますが、そういうふうなことを上げるにつ

けても、しかも、遺族の方々はだんだん老齢化してきておられるわけですから、やはりそういう均衡を考へて最大の努力をすることが私はどうも当然のつとめのような考えでございします。したがつて、来年度の予算編成に際して、そういう年金の額として上げるほうがいいのか、あるいはプラスアルファの形で何か別に考へて全体で均衡をとるようにしたほうがいいのか、まあいろんなやり方が私はあると思ひますが、均衡がとれたような形でその生活を守つてあげるように、概算要求の際に十分研究いたしまして努力をいたしたいと思ひます。

○藤原道子君 こういう問題に対しては、ぜひいふんわれわれに陳情が来るんですね。これでも一つ伺いたいと思ひますのは、傷病兵が帰つてきて、それで治療していると、ところがその病気で死んだ人、そうすると、病気で軍隊から帰つたときよりほかの病気で死んだんだから、傷病の、何というのですか、対象にならないう言つて全然受け付けてもらえない。ところが厚生省の人はわかつておると思ふのです。一つの病気を長く病んでおれば結局ほかの病気が起こつてくる、合併症というんです。起こつてくることはもうわかつておると思ふのです。戻つてきてずっと病気でいて、それでほかの病気で、診断書で、まあ死んだんだ、そうするとそれはもう全然対象にしてもらえない。私は、これは少し薄情のような気がするんですけれども、これはどういふことでしようね。それからもう一つ問題があつていつも困るのは、医者の診断書ですか、戻るときに向こうの。それを必要だとういふんですね、県庁あたりで。ところがその戦地で診断してくれた医者がもう死んでいる。そうするとそれに対しての診断書のもらいようがない。そうするとこれはだめだ、こいういふ冷たい態度を厚生省はとつておるんです。これは一体どうなんでしょう。合併症で死ぬことはたくさんあると思ふ。私なんか長年の肝臓が、これがもとで心臓へくる、じん臓へくる

○政府委員（高木玄君）　ただいま先生の御提示さ

とか、あるいはまた手がないとか、足がないとか
 こういう人たちに国の方針で強制雇用法とかいう
 のがありまして、それでまあ国の施設の大きなと
 ころの受付あたりには両足のない人がいる。これ
 はもう電話とか何かができれば、それから手が書
 ければ、受付はできる。それから国の施設の案内
 ですね、こういうものには手のない方がやつぱり
 案内をしている。もし、給与が同額であろうとも
 手のない、足のない不自由さをとだけ人間とし
 て悲しんでおるかを想像しなきゃならぬ、これは
 国の方針でやったんだ、したがって、この人が社
 会的に平等の所得があるようにするのが国の方針
 じゃないか。こういうことで非常に戦傷者が明る
 いんですね。かたわになった方が日本よりもずい
 ぶん多いですね、ドイツは。爆撃がひどうござ
 いましたからね。そういう考え方で戦争犠牲者に
 国が対策をとっている。それから、いま援助費で
 すか、これをおつしやいましたけれども、向こう
 では住宅であるとか、何とかいうものに対しての
 保護も行なわれていると私は思いました。こうい
 う点が日本では全然ないんです。日本では戦傷・
 心身障害者の雇用の問題が実はここでも問題にな
 りますけれども、わずかししか雇用されていない。
 ドイツは法律できめているでしょう。重労働は工
 場では何人、軽労働はこのくらいというふうに国
 がきめて、それをどこまでも守っていつている。
 ですから、明るい。町歩いてもかたわの方たちが
 非常に明るい顔をして暮らしていらした。日本は
 非常にさびしい、障害者のあはさびしい生活し
 てますね。こういうことを考えるときに、まして
 や戦争の犠牲者で、日本でも仕事のない方、生活
 のできない方がたくさんあるわけぞございますか
 ら、こういうことを真剣に今後考えてもらいたい。
 それからまた未亡人になられた方、まだ若い人も
 ありますね、早く結婚して。ところが、四十くら
 いで未亡人になった方はもう年寄りになってきて
 いる。こういう人たちの老後の保障というように
 することも真剣に考えて、戦争をやらなければ、こ
 んん不幸は起こらなかった。だが戦争やったら

いへば国がやったわけです。国の方針でやったんですから、国がその人の生活、その精神的な苦勞を何とか慰め、生活を守っていくというのは国の責任だと思ふんです。私もそういう点でいまの社会の人たちにまことにお気の毒だと、こういう考えを戦争犠牲者に、遺族にも、傷病者にも申しわけないという気持ちでいつも胸が一ぱいでございしますが、大臣も真剣に考えてひとつ先ほど来申し上げました点のみならず、それぞれ受け持ちでやりまされども、私の担当の点につきましてもぜひお考えいただきたい、生活保護の問題との問題もこれは考えてもらいたい。それから何といひますか、未亡人、離婚した未亡人の問題であるとか、あるいはそれぞれの問題につきまして、ぜひお考えを願つてこの次には私たちがもう少し満足のできるような答弁を伺いたい、こう思うのでございします。

いま社会党から提案いたしました問題につきましても、諸外国ではさつきもドイツあたりではそれをやっているんですから、こういう点を真剣に考えて今後援護法がらつぱにできるようにと念願しておりますが、大臣真剣にやってくれるかどうか、もう一ぺん答弁してちょうだい。

○国務大臣(斎藤邦吉) 戦争が済んでもうすでに二十八年ですか、経過いたしているわけでございますが、私もほんとうにまだにまだこういう遺家族援護の問題、傷病者の援護の問題等についていろいろ足りない点を指摘されているというふうな事態を招いていることは私もほんとうに遺憾であり、申しわけないと思ひます。こうした方はすでにもうだんだん老境に入ってくるわけでございますが、私ももつぱり国の犠牲になつたという方々をあたたかい気持ちで守つてあげようように、やつぱり努力をしなければならぬと思ひますが、特に、いろいろこまかい点と申しますか、いろいろ気がつかない問題がたくさんまだまだ残つておるわけでございますので、きめのこまかい觀察をいたしながらあたたかい援護の手を強化するように今後とも一そう努力をいたしたいと思ひます。

思います。特に、来年度におきましてはもう概算要求の時期もだんだん迫ってくるわけでございますから、先ほど来いろいろ御指摘いただいた点は十分に考えまして、あたたかい援護の手がでますように最大の努力をいたしたいと思ひます。

○矢山有作君 いまのお話に関連してちよつと聞きたいんですが、戦争犠牲者の援護立法の経過を日本の場合見ておられますと、まず軍人、軍属に対する援護から始まつて、そしてそのワケを徐々に拡大していったという経過をたどつておられるような気がいたします。ところが、いま西ドイツなりイタリアの戦争犠牲者の立法措置を見てみますと、これは軍人、軍属だけでなく、戦争犠牲者と称するもの全体に対する援護措置としてまず基本が確立されてきたというふうなふうに思ふんです。で、太平洋戦争の実態を考えると、御存じのように、国内でもまさに戦場になつておつたわけですから、したがつて、立法として西ドイツなりイタリアの立法のやり方、日本の立法のやり方を厚生大臣比較検討して見られて、どうお考えになりますか。

○国務大臣(斎藤邦吉) 日本の援護立法は、御承知のように、マツカーサー司令部の占領時代においては軍人とか、そういうことだけを理由にして特別な待遇をしてはならないというふうなことから、一般的な社会福祉ということで救済すべきである、援護すべきである、こういうところから出発したところにドイツの援護法とそもそも出発からもう違つてきておつたという感じがするわけでございます。ドイツはそういうふうな考えではなく、戦争というこの原因を中心に出発した。日本のほうは司令部の占領中に戦争を原因とするような特別な援護はよくないというふうなことで、一般福祉ということから出発し、そして司令部が引き揚げるに従つて軍人、軍属とかいうものが表に出てきた、こういうふうな援護の出発点が非常に違つておつたところに今日のこういう違いになつたのではないかと、このことを私は痛感をしておりまして、しかしながら、すでにもう二、三年で戦後三十年というふうなときにもなるわけでは

ございますから、もう少し考え直すところがあれば、考え直していかねばならないかなあというふうな感じをしみじみいたしておるわけでございます。今後とも西ドイツあたりの例も十分頭に描きながら検討を続けさせていただきたい、こんなふうな考えておる次第でございます。

○矢山有作君 おことばですが、ドイツも敗戦のときに、私の承知しておるところでは、一たんこういう援護関係の援護というのは、日本と同じように打ち切つておられると思うのです。それから、ドイツの場合は日本より少し早かつたかもしれないが、この戦争犠牲者の援護立法がなされたわけですが、それから日本の場合には同じマツカーサーの指令で一応押えられておつて、そして独立を達成した直後から、まず軍人、軍属から始まつたわけですが、ところが、その当時の状況というのは、日本も占領下にあつたんだし、それから西ドイツも占領下にあつたわけですね。ただ、じや、マツカーサー指令と同様なものが西ドイツで出ておつたのか、出ておらなかつたのかという議論になりますと、これは私はそこまでまだ研究をしておりません。したがつて、マツカーサーの指令と同じようなものが西ドイツにもあつたんだということはいふまでもない。言えませんが、いづれにしても、占領下に同じようであつたと、そして日本も軍国主義だ、帝国主義だということで、いろいろと占領政策が打ち立てられておつたし、それからドイツの場合も、同じような帝国主義だ、軍国主義だという立場から、やつぱり占領政策は、それをなくするんだという同じような基本的な原則に立つて私は占領政策が行なわれておつたと思うのです。したがつて、なぜ日本だけが一般の戦争犠牲者をほつたらかして軍人軍属の援護から始めていったのか。ドイツはなぜ全体の戦争犠牲者を包括したところから出発していったのか。私は、その出発点が違つたとおしやるが、出発点が違ふのはなぜなのか。そのことが今日検討されてみる必要がある。その検討が真剣に行なわれ、それが間違ひであつたという反省が行なわれな

ければ、これはやはり日本の戦争援護に対する立法を基本的に改めていくということには積極的なあなた方が取り組んでいくべきなのじやないか、私はこういう気がするのでござい。そここのところのお考えをもう一度聞きたいのです。

○国務大臣(斎藤邦吉) 西ドイツが日本と同じようにマツカーサー司令部によつて全部押えられたかどうか、その点、私もまだいままづ明らかにいたしておりませんが、そのあるなしは別として、援護が始まつたときには、向こうは一般国民を対象にし、こちらは軍人軍属。これはたしかその点の出発は違つていたわけですが、私の想像では、当時、西ドイツという国はめちやめちやな戦場であつたわけですね。日本ももとより終戦の直前になりましたと、本土が焼夷弾にやられ非常な戦場でございますが、西ドイツはその中でやり合つたわけですね。そんなふうなことでそうなつたのではないかと、私には思ひますが、私も実はその詳細をよく承知しておりませんが、その辺の出発点を、どういふふうにして日本と西ドイツが違つたのか、そういう点も十分検討をしてみまして、そして、日本も反省すべきものがあるならば、この辺で考えなければならぬものがあるならば、この辺で考えいふふうにはいたしたいと思ひます。もう少し西ドイツと日本、同じような立場にあつた国であることは確かですから、十分その辺をもう少し研究させていただきたいと思ひます。

○矢山有作君 これはまた、私が時間をいただいたときにもう少しお尋ねしたいと思ひますけれども、なるほどドイツは陸上戦闘の場所になつたという点では日本とは違ふ点があると思ひます。しかしながら、日本もドイツに負けず劣らず徹底的にやられたわけですから、おそらく県都という県都でやられなかつたところはないはずで、さらに県都でなくとも、こんなところまでやられたのかというふうな都市までやられておるわけですから、だからその戦争被害の点においては私は軽重の問題を論ずるようなことではない。要するに、本土戦場であつたという事実はおおひ隠せぬ

のじゃないですか。したがって、援護法をつくつていく上での出発点が違つたというのは、私は一つは大きな思想上の問題だと思ふのですよ、これは。そこに私は最大の原因があると思ふ。やはり戦争災害というものは、これは軍人軍属に限らず一般人もひどい目にあつているので、それをやつぱり全部包んで発足するというのが当然のあり方なんです。その出発点が違つておるところを私どもが問題にするわけです。

それで、厚生省のほうは、その点でいろいろ議論があれば、軍人軍属から徐々にワクを広げるといふ形できておるわけですね。ところが、こういうかっこうでは私は限界が来ると思いますよ。軍人軍属からだんだんワクを広げる、そのワクを広げる根底にある考え方というのは、おそらく国との関係、それが根底にあると思うのですね。そうすると、全体の一般戦災者まで含んで戦争援護を考えると、全体的にやればならぬということになる。だ

思想を変えなければならぬということになる。だ

から、厚生省の援護方針が基本的に変わらなければできないことなんです。したがって、私は、単なる委員会答弁で検討してみますというだけではだめなんであって、そこまで戦争援護の基本的な考え方を変えていくのかどうか、その決断がつかなければ、私はきょうの大臣の答弁は、ただ単に委員会における答弁だけで終わってくるおそれが多分にあると思うのです。しつこいようですが、押してその点をはつきりさせていたいただきたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君) いま先生お述べになりましたように、確かに日本の援護というのは、国との特別な関係、そこから始まって、そして、それだけでは社会的要請にこたえることができない、徐々に範囲を広げていくという考え方であったことは否定することはできないわけでございます。そういうふうな基本的な出発点の考え方、これを変えない限り、全国民を対象とする援護ということについて十全の措置を講ずることはできない。お述べになりましたとおりだと思います。

そこで、私は軽い気持ちで言うのではなくて、

こういうふうな問題、衆議院の段階においても今日までたびたび御指摘をいただいておる問題でございまして、こういうふうな援護の基本的な考え方を変える必要があるのかないのか、どういふふうに今後していったらいいのか、そういう問題全般をひつくるめてもう少し私は検討をしてみることがあるのではないか、こういうふうにご考慮する次第でございまして。

○小平芳平君　ただいまの厚生大臣の矢山委員に
対する答弁は、結局逆になっているということな
んです。日本の場合にはマツカサー指令によって
軍人を特別扱いしてはいけないということだった
しかし、日本の場合には結果としては軍人軍属から
始まって、いまなお軍人軍属中心の援護体制にな
っているということなんです。西ドイツの場合は、
どういう指令があったかなかったか、それは私も
存じませんが、全国民として取り上げたというこ
と、逆になっているわけですね、そういうわけ
ですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) さように理解いたしております。

○小平芳平君　ですから、先ほどの御答弁のように、ひとつ再検討、再考慮をお約束していらっしゃるのです、これ以上申し上げません。

で、私は昨年の当委員会の関係をはじめ二、三お尋ねしてまいりますが、先ほど藤原委員が指摘されたように、昨年の当委員会では厚生省は、離婚した妻の場合、「明年度の予算の編成におきまして予算的な措置を講じ、法律的な手続をとらしていただきたいと考えております。」というふう

に、二十七年四月三十日を二十八七年七月三十一日までに延長するという趣旨でこういう答弁をされておられるのですが、それは先ほど藤原委員に御答弁なさった程度のことですか。この辺もう少し——こうした委員会で政府が、来年度の予算におきまして、あるいは国会におきましてこういうふうなような答弁をされますと、期待を持つてゐるわけです。その期待に対して、全く大蔵省がうんと言わなかったからしょうがないじゃないです

かじや困るんですが、いかがですか。

○政府委員(高木玄君) 先ほど藤原先生にお答え申しましたとおりでございます。援護法の改正の項目の一つといたしまして、再婚解消妻の処遇につきまして、この再婚解消の時期を軍人恩給復活の時点まで延ばすという予算要求をいたしましたのでございますが、御提案申し上げております法律案にありますように、予算折衝の過程におきまして、一番大きな問題が、特別給付金を継続させるかどうか、その金額を増額するかどうか、これが一番大きな問題でございます。

それから、多年の懸案でございました軍人属屬と準軍属の間の年金額の格差というものをなくしてしまいたい、これも多年の懸案でございまして、当委員会の附帯決議にも何べんも御指摘になった事項でございます。それから、日華事変以降の勤務関連疾病の取り扱い、これもぜひ実現させたい、こういったようないろいろな要求項目がございまして、そういった点から何もかも全部というわけにまいりませんので、特に優先度の高いほうからとつていったというふうなことからこの問題が早送りになったような次第でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように、私どももいたしましては、四十九年度の予算要求の中で必

ず解決したい、かような気持ちで努力いたします。
○小平芳平君 厚生大臣、そういうような次第な
んですが、ちよつとその前に、私が具体的に昨年
の国会で指摘した山梨県の坂本律子さんという方
の例ですね、實際は結婚届けを出しましたが、間
もなく別居して離婚同様であつたと、本人はこう
言っているわけです。こうした場合、厚生省ある

いは県の窓口ではどういふうに扱うのですか。

○政府委員(高木玄君) 昨年、先生が御指摘になりました坂本律子さんのケースにつきまして私どもで調べましたところによりますと、これはいわゆめる再婚解消妻の問題ではございませんで、援護法が施行になりました時点におきまして、この方については援護法の適用の資格、遺族年金をもらえる資格がありまして、したがって、遺族年金

の支給を受けておるわけでございます。二十七年の四月一日に遺族援護法が適用になった、したがって、二十七年の四月一日現在では遺族年金の受給の資格があつたわけですよ。それで遺族年金の支給を受けられた。受けられた後に二十七年の十二月二十七日に再婚されたわけです。したがいまして、一たん発生した年金の受給権がそこで失権になるわけです。離婚されたのが二十八年の二月二十五日で、ごくわずかの非常に短い結婚期間でございますが、しかし遺族援護法上、一たん遺族年金の受給権を取得され、その後婚姻されたために遺族

年金の受給権を失権された、こういうケースでございまして、その方はその失権の事由である婚姻を解消されましても、もう再び資格を取得することはない、こういうことでございます。これは、恩給その他一般の年金制度の原則でございまして、一たん発生した遺族年金の受給権は婚姻によりましてその資格を失います。失ったものはその失った事由である婚姻が解消されてももとには戻らない、一たん失権したものは再び復権することはない、こういう大原則でございまして、この方はそういった趣旨のものでございますので、したがいまして、この再婚解消の時点を軍人恩給復活のときまで延ばしましてもこれは救われないケースでございまして、そのために、この坂本律子さんは十二月二十七日に婚姻されたことによつて失権いたしました、四人のお子さんが昭和二十九年軍人恩給復活とともに公務扶助料のほうに移行いたしましたしております。軍人恩給のほうに移行いたしました、四人のお子さんが公務扶助料を受けておられる、こういうケースでございまして。

○小平平夫君　私は、この坂本さんの例を尋ねた趣旨は、そういうことを窓口で教えてあげないんですね、こういうわけだということ。ですから私のほうでそういう個人的なことを立ち入ってあれこれ調べるわけにもいきませんし、そういう点は窓口でこういうわけだということを教えてあげるのが当然だと思ひます、そうでしょう。

○政府委員(高木玄吉)　そのとおりでございます。

もし、窓口がそういう点について非常に不親切であつたということについてはそれは申しわけないことだと思つております。

○小平平君 それからもう一件は、いわゆる昨年の、具体的に新潟県に住んでおられる方ですが、山西省に行ったということで、閻錫山の部隊に参加したということで完全な戦争犠牲者であるわけですが、山西省太原でなくなった。けれども、なくなった時点において日本軍の軍人でも軍属でもなかったということと理由に何の対象にもなっていないわけです。これは現在の援護法ではそういうものは対象にならないという答弁で終わっているんですが、やっぱりそうですか。

○政府委員(高木玄君) 現在の援護法にはやはり遺族年金につきましては、明文をもちまして死亡の当時日本国籍を有するというのが書いてございますので、ちよつと救いようがないと思います。

○小平芳平君 日本国籍は有するんですよ、もちろん。要するに、現地で召集されて日本軍に編入され、それであの大陸で敗戦という大衝撃を受けて、それでこの方は特に憲兵に召集された結果、憲兵隊に配属されたものですから、わずかの期間ですが、これは内地に帰っても追及を受けるのではないか、非常な不安もあつて仲間と一諸に山西軍に行ったというわけです。それで中の一人は間もなく内地に帰ってきて、そうして留守宅の奥さんに、あなたの御主人も帰りがつております。おそらく、閻錫山が帰すのをいやがつているから、あなたの御主人はまだ帰れませんが、間もなく帰るでしょうという手紙を奥さんはいただいているわけですが、しかし、それは軍の命令でなしに、かつてに閻錫山の軍に行ったからだめだというわけでしょう、どうですか、厚生大臣、そういうケースはそんなに大勢いるわけではないんですが、何かそういう全国民をということまで考えようというときに、完全なる戦争犠牲者ですよ。それがたとえば味方を殺して逃げたとかいったことならこれはちよつと問題ですけれども、あした大陸で敗戦で大衝撃を受けた、そういう混乱時に何人

かそちらの軍に入ったということで間もなく病気で死んでおる。それだけのことで対象にならないわけですが、厚生大臣いかがですか。

○政府委員(高木玄君) いま御指摘のケースは一人現地地で復員されまして、しかる後に閩錫軍に参加されていて、それでなくなった、こういうケースであらうかと思いますが、おそらく外国軍隊に従軍中の死亡、こういうふうな扱いになつたんだと思います。ちやうどこれはインドネシアにおきまして現地地で復員、除隊いたしましてインドネシア独立軍に参加して戦つた方と非常にケースがよく似ておるわけでございます。ただ、そういう方々の中で、私どもその後の調査によりましてできるだけ解釈を広げて救済しておるケースもございますので、具体的にお名前等教えていただければさつそく調べて措置したいと思ひます。

○小平芳平君 それは具体的に申し上げますし、また書類も一切差しあげます。ただ、基本的な考え方としまして、インドネシアの独立戦争というものがあるという状況のもとに旧日本軍がどういう形で参加していったか、ちよつと私よくのみ定めませんですけれども、あの中国の場合は、特にそういう混乱期にあった。私の兄弟も二人とも同じ辺にいたものですから、いろいろ聞いてみると、特にそういう状況というものをよく聞きますと、やはり御主人が現地で兵隊にとられた。それから、これこれと先ほどの説明したような経過で昭和二十三年から、なくなっているわけですから、奥さんはいままで何らの国の援護も受けてない。もう何としてもあきらめ切れないうつてゐるわけですから、それは当然だと思ふんですね、ですから、その点ひとつ御検討いただきたいと思います。

それから次に、やはり先ほど藤原委員のおっしゃっていた遺骨収集ですが、これもこまかく先ほど答弁がありましたので、繰り返しませんが、ルソン島のピナツボ山へ行って、ピナツボ山に泊まり込んで遺骨収集をした方々が帰ってこられて、そして中の横田さんという方が意見を新聞で述べられています。この辺の事情は厚生省はどういう

ふうに把握しておられますか。

○政府委員(高木玄君) ルソン島のクラーク地区のピナポット山付近におきます戦没者遺骨の問題でございますが、この地区の遺骨収集につきましては昭和四十四年に政府の遺骨収集团によりまして、ピナポット山の山ろく、洞窟、そういったところにごいまする遺骨の収集を実施いたしましたけれども、当時この地域はアメリカ軍の射爆場でございますして、昼間の行動が制限される等のことがございまして、十分な収骨は実ではできなかった。なのでございます。

そこで、先ほどもお答え申しましたとおり、本年度におきましてルソン島の遺骨収集を実施いたすことにいたしておりますので、ただいま先生仰せられましたこのピナポット山周辺の遺骨につきましてはその際に遺骨収集を実施することになります。

○王置和郎君　小平議員の閩錫山軍に参加した、
そうして病氣でなくなつたとかいふような方に關
連してありますが、ぼくはちやうど、その当時
曙兵團の參謀部におりました、あの当時の事情と
いふのはこれは實際やつた者でないといわらない。
當時は私も太原に約半年ぐらゐつたんです。太
原のどこの部隊か私わかりませんが、私たちは石
家莊に兵團司令部があつて、そしてあの石太線の
井陘までが警備區域だつたわけです。それだけに
閩錫山軍との接触は井陘というあの場所を中心
にしてやられておつた。私自身もまた、太原にお
りましたから、閩錫山軍という存在、これもよく知
ておりました。終戦になりまして、あの混乱期は
日本の軍隊は八路軍が徹底的な敵としてやつて
おつたわけでありまして。だから、閩錫山軍がこ
れは八路軍と対峙したわけでありまして、われわれ
の兵團でも昔の大隊長クラス、部隊長クラスの者
が——これは名前は言いませんが、訓辭をたれて、
そして閩錫山軍に参加をせよといふふうな指令
を出したぐらゐのものであります。だから、現地
でおそろく中国人と接触をしておつた、しかも現
地召集に終戦直前になつたといふような人たちは、

やつぱり八路軍と戦うということに一つの国家使命というか、そういうものを持つておつたと思います。私自身も、私のまわりに閻錫山軍に参加して、閻錫山軍の少將の資格でりつぱな戦死をした方がおります。この人たちもいま小平議員が言われたように、援護は受けていない。これは私の恩師です。柔道の先生だった。このことを見ましたときに、私はやつぱり私なりにこの問題はある時期にお願いをしたいと思つておりましたが、きょうはいい機会なので、おそらくなくなつた人は自分の意思だけではないという、もちろん自分の意思で参加はしましたけれども、やはり外部的ないろんな大きな要因があつたということ、これはやはり大臣ひとつ考えてやつていただきたいと思ひます。

私も小平議員の言われた、そういうもの措置について、厚生省がこれからやられるでしようが、私は私なりにそれを見守っていきまして、そして、私たちのまわりに閩錫山軍に参加をして、そして戦死をしたりあるいは戦病死をしたりした人がおります。またもう一つは、やっぱり日本の軍から離れて、そして土民軍に参加をした者もおります。その土民軍もやっぱり八路軍と戦ってあったわけでありますが、こういう者がはたして該当するかどうか。その辺のこともこれから私もひとつ聞きただしてまいりたいと、こう思いますので、よろしく願います。

○**國務大臣(齋藤邦吉君)** 小平委員の御質問、また、ただいまの玉置先生の御質問、そうした場合におきましては、具体的な対象につきまして実情を十分に調査をして善処するようにいたします。

○小平 芳平君 先ほどのルソン島における遺骨収集ですが、山岳地帯であり、マリアの多い地域であり、また治安もよくないということですね。で、こういうところへ民間の手ではもうとても無理だということを述べておられるわけです。とても遺族だけの力では集め切れない。ですから、そういう点も十分考慮して早急に手を打つわけですね。もう一度すみませんが、そのところを……。

られた方について救済措置をとつておるといふのが現状でございます。救済の内容につきましてもただいまお話しにございましたが、病気がかかった方につきましても、その療養の給付を行なうとか、あるいは健康診断のための手当を出すとかいふようなものもその対策をとつておるわけでございます。

○小平芳平君 そういふふうに両省から答弁されると、いかにも問題がスムーズにいっているようにとられますが、実際は、この広島大学の西本幸男教授がずっと継続して研究されていらつしやる、元従業員二千三百八十一人を対象に始めたが、これまでに四百五十七人が死亡したというような点、あるいは四十倍ものガン発生率だというようなことを発表しておられますが、この点についてはおわかりですか。

○政府委員(加倉井駿一君) ただいま先生の御指摘になりました旧大久野島毒ガス工場従業員実態調査というものを広島大学でやりになつていいることも存じておりますし、その結果についても私も手元に所持いたしております。

○小平芳平君 そうすると、ここに出てきますように、毒ガス被害者に対しては昭和二十九年の旧令共済特別措置要綱の制度以後、医療給付に関する改善措置は何らされてないということですか。

○説明員(鈴木吉之君) 現在、ガスに起因して障害を受けた方々につきましても、病気の状況に応じまして、元従業員であつた方には医療手当を交付いたしまして、病気がかかりますと指定病院に行くような手はずが整つておりますし、病気に現にかつておる方につきましても、認定審査会の審査を経まして認定患者として出されました方につきましても指定した病院で病気についても治療を受けられるというふうな状況になつておりますが、医療の範囲につきましても、当然ガスに直接起因いたします慢性の気道炎とかあるいは気道ガンとかあるいはこれらの症状を悪化させるおそれのある病状、さらにはまた併発した心臓病あるいは呼吸器感染症というような病状を一応考え

まして、専門のお医者さんの判断を経ました病状を定めてそれぞれ適切な医療の手当てをするように考へておるわけでございます。

○小平芳平君 その認定は西本教授はあまりにも少な過ぎる、毎年一人ぐらいしか認定されてないというふうにいふ説明の認定に対しては不満を訴えておられるんですが、これはどうですか。

○説明員(鈴木吉之君) 病気の範囲につきましても前々からいろいろと論議のございました点は承知いたしておりますが、最近専門のそれぞれの立場からいろいろと御検討いただきまして、できるだけこの範囲を広げるようにという立場から現在検討中でございます。

○小平芳平君 そうするとどうなんですか。加倉井局長は広島大学の調査結果は承知しておりますと、承知しているだけじゃ何にもならないんですか。行政の上になんか生かされてるんですか。

○政府委員(加倉井駿一君) 私どももいたしましては、微量のガスによりまして影響によりまして疾病が起るということが確實でございました場合には、私どももいたしまして、そういう方々に対する救済の措置というものは当然考えなければならぬというふうな理解いたしております。

○小平芳平君 救済の措置は、どこでどういうふうな救済するんですか。

○政府委員(高木玄君) この大久野島の問題につきましても、現在、現地においてございます不満は、いわばその正規の職員として働いておられた方は、いま大蔵省のほうから御答弁ございましたように、旧令共済組合のほうでいろいろと健康管理の措置を受けているわけでございますが、動員学徒あるいは女子挺身隊員、そういう方々につきましても、そういう方々が国において講ぜられてないじゃないか、やはり同じく大久野島で作業をしたのであるから同じような措置を講ずべきである、こういう御主張が地元の方々から出ておるわけでございます。そういう点を勘案いたしまして、私どももいたしましては、この問題につきましても、動員学徒等につきましても何らかの

形で国としてもその健康管理あるいは医療費の問題、こういう点について措置を講じなければならぬだろう、こういう気持ちになつておりまして、明年度の予算要求におきましては、この問題を片づけたい、かようにいま考えているところでございます。ただ、この問題につきましても、援護局でやるのが適当か、あるいは広く毒ガス被害の救済、ということでも公衆衛生局でやるのが適当か、いま省内で援護局と公衆衛生局と相談中でございますが、どちらかでもとめて何らかのこの健康管理の措置を講ずるようには予算措置を講じたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○小平芳平君 一つには、広島大学で研究が行なわれているのであつて、もつと国が本気になつて取り組んでないという点が問題でしょう。それで、来年はけりをつけたいとおつしやるんですが、当然、もうそれこそ二十九年も前のことなんですすね。ですから、もつと早く国が積極的に取り組むべきであつたということが一つでしょう。いかがですか。

○政府委員(高木玄君) この問題につきましては、直接毒ガス製造に従事された方々につきましても、早くから問題が提起されておりました。大蔵省のほうで手を打つてまいつたわけでございます。ところが、十九年の九月から十月ごろからこの島に入りました動員学徒等につきましても、毒ガス製造が中止された以後でございますので、直接的な毒ガス被害はないんじゃないかと、こういうたてまえでまいつてきておつたわけでございますが、先ほど申しましたように、昨年の暮れに初めて毒ガスに起因するのだということでも障害年金の申請がございましたので、そういうことから地元におきましても、もとの動員学徒等についても本来の職員と同じように措置してほしいと、こういう声があがつてまいつたように、そういう経緯であるというふうな了解しているわけでございます。

○小平芳平君 いや、それはそうですがね、問題が二つありまして、旧令共済の認定制度に対する不満、これもあつたわけです。旧令共済の認定制

度、それがこういうふうな欠陥があるというふうな発表されているわけでしょう、それが一つと。それからもう一つは、いま局長のおつしやる動員学徒、挺身隊の問題ですね。その両面から言つて、窓口がはつきりしないこと自体も被害者にとつてはまことに困るわけですよ、そういうことでは。ですから旧令共済の認定制度に対する問題点は、それは大蔵省がそういう認定制度をつくつて、あるいは認定制度に不備があるなら大蔵省が直すのか、公衆衛生局が直すのか、そういう点が、窓口さはつきりしないというのが一番大きな被害者の不満じゃないですか。

○説明員(鈴木吉之君) ただいま先生から旧陸軍共済組合員であつた方につきましても認定についてのお尋ねがございましたので、その点について私からお答えをいたしたいと思います。先ほどちよつと触れましたとおり、まずその製造所に従事しておつた方かどうかという身分関係の認定をいたしますために、調査会というものを設けまして、それをもとに従業員であつたような方々が委員になつていただきまして、身分関係を審査するような機関ができておりますし、さらに、病気の内容につきましても、専門の医者に委員になつていただきまして、それぞれ医学的な見地からその障害者について認定を行なつておるといふのが現状でございます。さらに病気の範囲につきましても、先ほどもお答え申し上げましたが、それぞれ医学的な見地から現在の病状につきましても、認定を定めておるわけでございますが、いろいろと論議され、あるいは御陳情等も伺つておりまして、さらに検討すべき内容があるかどうか、その辺の検討を現在行なつて、もし内容的に広げられる範囲があるとすれば、その点につきましても、できるだけ早い機会にこの措置をとりたいということでも考へておるのが現状でございます。

○小平芳平君 したがつて、旧令共済の認定については大蔵省でやるというわけですね。そうすると、その広島大学の研究は、では、どこでやったのですか。大学がやつたのですか。

○政府委員(加倉井駿一君) この研究は広島大学の独自の研究でございます。

○小平芳平君 ですから、厚生大臣、広島大学が独自に研究してくれたということですが、毒ガスによる健康被害というような事態はそうめつたにあることじゃないわけですからね。それを、こうした問題を大学独自にまかしておいて、国は窓口さえはつきりしない、わからない、それじゃ困るじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) おっしゃるとおりでございます。窓口を一本にして、こういう方々をめぐらして見る道はつきりきめるといことが必要になると思います。

○小平芳平君 で、そういう医学的な研究は大蔵省はその共済組合の運営についての責任であつて、厚生省がそういう健康被害についての研究は中心になつて行なうべきでしょう。これはいかがですか。

○政府委員(加倉井駿一君) 私どものほうとしては、この研究につきましては保健所が中心になりまして広島大学のお手伝いをいたしております。したがって、私どももいたしましては、その地域の健康問題につきまして保健所が地域医療の一つの問題として取り上げていくというふうに理解いたしております。これはやはり大久野島を中心とした健康被害の問題として保健所が取り上げたというふうに理解いたしております。ただ、それに対して国が援助したかしないかということにつきましては、残念ながら、この研究段階におきましては国が援助をしなかつたということだと思います。

○小平芳平君 したがって、いままでの経過はそういう経過だったわけでしょう。したがって、今後、国がそうした、地域の健康管理といえは地域住民の健康管理の一環に違ひありませんが、あらゆる場合ですね。こうした毒ガスによる被害というものはめつたにあるわけじゃないでしょう。したがって、はたしていま大蔵省の審査会程度でいいものかどうか、あるいは、まあ、大蔵省自体

もいま検討すべきことは取り上げていくと言つておりますが、これはもつと、それこそ戦争による健康被害者として国が取り組むべき問題である、県もこればいぶん協力しているようですが、県と大学にまかしておいて、国はただ存じておりますという態度ではなくて、もつと具体的に国が入り込んでいつていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(高木玄君) でございますので、先ほどお答え申し上げましたように、特に欠けておる動員学徒等を中心にしたしまして、国としても乗り出して予算措置を講ずるようには明年度措置したいと、かように考えておる次第でございます。

○小平芳平君 どうも、動員学徒、女子挺身隊は来年取り上げると、たいへんおそまきながら来年取り上げるといふことでは。私がいま国が取り上げるべきだといふことは、そうした健康被害に対する研究ですよ、調査、研究、そして救済という。そういうことをやるとすれば、どこでやってくるかですね。いままでのとおり、こうした毒ガスによる健康被害者は、ちょうど広島県にそういう毒ガスをつくる工場があつて、その島の人は運が悪かつたのだから、地域の問題としてやれということではないか。私は、それは明らかに戦争犠牲者に対する国の態度としておかしいではありませんか、こう言つておるのです。

○政府委員(高木玄君) この毒ガス被害の問題は実は非常に広範な問題を含んでおりまして、厚生省のみの問題でもないわけでございます。たとえば、終戦後、いままで貯蔵されておりました毒ガス弾を処理するといふ際にけがをした、傷害を受けたといふような方々もおられるわけでございます。そして、そういった方々を含めて考えますと、毒ガスの健康被害といふのは、動員学徒については援護局は準軍属として扱つておりますので、その面ではかわり合ひございますが、戦後の毒ガス処理による健康被害は援護局の問題ではない。それから、毒ガスの処理にからんで漁業被害等が起きた場合にはこれは水産庁の問題、その他各省庁に

非常にまたがる場所が多いので、各省連絡協議会といふものをつくりまして、先ほど申しましたように、環境庁を窓口にしたしまして、この毒ガス被害にからまる各省所管の問題にからんでいろいろ問題を協議する機関を設けておるのでございまして、そういったたぐひの研究等の問題も含めまして、各省連絡協議会でよく打ち合わせてみたいと、かように考えます。

○小平芳平君 そういうことになりませんか。要するに、各省連絡協議会はある段階で、これは環境庁が発表した数字ですか、被災者合計百二十九名、死亡者四名、これらの方に対する救済については、自衛隊員が処理中に被害を受けたとか、あるいは警察が海へ投げたものを処理しようとして被害を受けたとか、そうした方が百二十九名、死亡者四名といふような、そうした救済については、確かにおっしゃる通りに、自衛隊の方が被害を受けたら自衛隊の救済制度、あるいは国立公園の中にガス弾が発見されたなんていふような場合は環境庁がといふようなことになるのじゃないですか。少なくともこうした毒ガスによつてはたしてガンの四十倍も多いといふような、こういう研究は厚生省でしよう、援護局じゃないかもしませんがね。厚生省がそういう研究をやらないければばかに省がないじゃないですか、どうですか、厚生大臣。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘のように、私もいたしましては、地域における疾病の発生状況等を絶えずにらみ合わせておりまして、それがいかなる原因であるかといふことの調査をいたすといふのが公衆衛生の仕事かと存じます。しかしながら、これは全国至るところに、毒ガスばかりではございません、いろいろな病気に對する起因物質によります疾病等もあるわけでございます。そういうものを長期間観察して初めて疫学的にその原因物質を追求すると、こういう態勢になるかと思ひます。したがって、大久野島の場合におきましては、いま申し上げたような疫学的な調査から毒ガスではないかといふことに追求をさ

れ、そして、毒ガスによるであろうという推論をされたわけでございます。初めから毒ガスが原因でそういう疾病が起るというふうな仮定のもとにいろいろの追求をやる場合もあるかと思ひますけれども、やはり、私どもの公衆衛生の立場をいたしましては、その地域における疾病状況から原因物質の追求をする、こういう態勢にならうかと思ひますので、まず、県段階におきましてその追求がなされ、それがつきり原因物質がわかつた場合には、その原因物質に因果関係を求めまして救済措置をとると、こういう形にならうかと思ひますので、ケース・バイ・ケースによりまして処置をしなければならぬといふふうに考えております。

○小平芳平君 厚生大臣、公衆衛生局長は地域住民の健康といふところからいふように答弁されます。そういう疫学調査ももちろん必要だと思ひます。疫学的な見地から地域住民を対象にして調査をすることが必要だと思ひます。

もう一つ、厚生省として、いま担当の人が来てないと思ひますけれども、イペリットを吸つた人はガンが多いと、あるいは呼吸器系統のガンが四十倍も多かつたといふ現に報告が出ていふわけです。こうした毒ガスとガンとの因果関係、こうした問題は厚生省の窓口でやるべきことではないかと言つてゐるんですが、いかがですか。

○政府委員(加倉井駿一君) イペリットによりますガンの発生と申しますか、イペリットが発ガン物質であるといふことの研究につきましては、これはたとえば国立ガンセンター、あるいはガンの研究助成補助金によりまして研究される場合もあるかと思ひます。しかしながら、イペリットといふのはこれは毒ガスでございますので、現在におきましては国内ではもちろん生産されておられませんし、生産すべきではないと思ひます。しかしながら、類似の物質によりまして発ガン性があるかどうかといふことの研究の所管は厚生省だろ

です。ですから、最後に、厚生大臣、こういう
はつきりした問題は全国民的な見地から戦争被害
者を救済しようということに対する厚生大臣の先
ほどの御答弁からしても、こうしたきわめて
限られた地域における、また、その地域で働いた
人の健康被害についての問題提起なんです。か
ら、したがって、勤労学徒、女子挺身隊員のこと
はわかりました。ただ大学と県の報告を待っている
と言ふんじやなくて、国として早くこれだけのこ
とはいたしますと、あるいは国としてもそうした
毒ガス製造というやうなとんでもないことをやっ
たわけですから、これに対してはこれこれの対策
をいたしましたというふうによつてほしいと思ふん
ですが、いかがですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) お話しのとおり、私も
そうだと思います。でございますから、その辺の
所管の問題、連絡協議会で十分今後相談をしてい
ただきまして、そして、厚生省の公衆衛生局の
所管として、そして何らかの研究機関を指定する
なら指定する、あるいは広島県の県なりを通して補
助金を出すとかが研究委託をするとか、何かそうい
う道をやっぱり考える必要が私、あると思ひます。
率直に言うて、いま、にわかのお尋ねでございます
から、あるいは間違っているかとも思ひますが、
どうも筋がさうだと思ひます。公衆衛生局の所管
にして国が直接の何か研究機関で行なうか、ある
いはせつかく向こうの大学で研究をしておるわけ
ですから、国が県を通して、そうしたところに補
助金を出すとかが、委託研究をするとか、何かやっ
ぱりそういう措置を講ずる必要が私はある、こう
いうふうに考えております。したがひまして、も
う少し事務的にも詰めてみまして、来年度の予算
要求ということになれば、その時点で善処するよ
うにいたします。

○委員長(大橋和孝君) 本案につきましては、本
日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

六月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請
願(第三〇九号)(第三〇六四号)(第三〇七
二号)(第三〇七四号)(第三〇七七号)(第三
〇八号)
一、官公労働者のストライキ権に関する請願
(第三〇二六号)(第三〇六三三号)(第三〇一
号)(第三〇三三〇号)(第三〇四二二号)
一、国民健康保険組合に対する国庫補助率の引
上げに関する請願(第三〇七〇号)(第三〇七
一号)(第三〇九号)(第三〇二九号)(第三
二七号)
一、優生保護法の一部改正案「反対等」に関する
請願(第三〇七五号)(第三〇二六号)(第三
二七号)(第三〇二八号)(第三〇三九号)(第三
一四〇号)(第三〇四一四号)
一、超重度身体障害者対策に関する請願(第三
一〇六号)
一、民間における戦災犠牲者遺族に対する援護
法の制定等に関する請願(第三〇一一号)(第
三二三八号)
一、生活できる年金制度の確立等に関する請願
(第三二二二号)(第三二一七六号)
一、建設国民健康保険組合に対する国庫負担率
増加の法制化に関する請願(第三一四五号)
一、国の負担による診療報酬の引上げ等医療の
改善に関する請願(第三二七三三号)
一、健康保険法の改悪反対等に関する請願(第
三一七四号)
一、全勤労国民の生活と健康、権利を守る制度
改善に関する請願(第三二七五号)
第三〇九号 昭和四十八年六月八日受理
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
請願者 和歌山県田辺市下屋敷町七三ノ一
八和歌山県失明傷痍軍人会内 木
村龍平
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第三〇六四号 昭和四十八年六月十一日受理
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願(二
通)
請願者 大阪市東淀川区塚本町四ノ八ノ三
吉田輝雄外一名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。
第三〇七二二号 昭和四十八年六月十一日受理
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
請願者 長野県松本市入山辺二、一三三
三ツ山能人
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。
第三〇七四号 昭和四十八年六月十一日受理
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
請願者 長野県北安曇郡池田町一丁目 伴
在千市
紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。
第三二〇七号 昭和四十八年六月十二日受理
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
請願者 東京都品川区豊町五ノ一ノ一四
日本失明傷痍軍人会内 池島弘道
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。
第三二〇八号 昭和四十八年六月十二日受理
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
請願者 京都市南区西九条藤ノ木町三八
八木清
紹介議員 林田悠起夫君
この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。
第三二〇二六号 昭和四十八年六月九日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 兵庫豊岡市下宮八二七ノ二 寺
坂静枝外八十三名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。
第三〇六三三号 昭和四十八年六月十一日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願
請願者 兵庫豊岡市安富町三森五九九
高尾米子外八百二十六名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。
第三二一〇号 昭和四十八年六月十二日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願
請願者 兵庫豊岡市野上二二六 小川靖
代外千三十三名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。
第三二一三〇号 昭和四十八年六月十三日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願
請願者 兵庫豊岡市浜甲子園三ノ九ノ一
一谷口義紀外七百四十八名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。
第三二四二二号 昭和四十八年六月十四日受理
官公労働者のストライキ権に関する請願
請願者 兵庫豊岡市上郡氷上町小谷六五ノ一
足立忠司外九百一名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。
第三〇七〇号 昭和四十八年六月十一日受理
国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに
関する請願(十八通)
請願者 大阪府港区市岡元町二ノ一ノ二二
大阪府歯科医師国民健康保険組合
内 紺田恒彦外十七名

紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三〇七一号 昭和四十八年六月十一日受理
国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに
関する請願(百五十九通)

請願者 大阪市東住吉区長吉六反町三〇九
二市住六〇三一 松田伊弘外百
五十八名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三一〇九号 昭和四十八年六月十二日受理
国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに
関する請願

請願者 奈良県橿原市内膳町五ノ八ノ一奈
良県医師会メディカルセンター内
奈良県医師国民健康保険組合理事
長 倉澤市
紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三一二九号 昭和四十八年六月十三日受理
国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに
関する請願(二十五通)

請願者 神戸市兵庫区水木通一ノ三五神戸
喫茶協同組合理事長 八田五郎外
二十四名
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三一三七号 昭和四十八年六月十四日受理
国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに
関する請願(二十五通)

請願者 神戸市生田区楠町三ノ四二ノ二兵
庫県医療信用組合内兵庫県医師国
民健康保険組合理事長 渡辺一九
外二十四名
紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三〇七五号 昭和四十八年六月十二日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区東山元町一ノ六〇
岩田久美外九名
紹介議員 片岡 勝治君

国家が女性の生き方に干渉し管理しようとするこ
とに抗議し「優生保護法の一部を改正する法律案」
に反対するとともに、左記事項の実現を要求する。
一、妊娠、出産、人工妊娠中絶に伴ういっさいの
費用を無料化すること。
二、安心して生き、育てられる環境、住宅、保育
所の完備、増設をすること。
三、受胎調節の方法を開発、普及すること。
理由

現在人工妊娠中絶数が多いのは、社会状況、経済
状況及び受胎調節方法の未開発、未普及によるも
のであるのに、それを考慮しないで左記の意図に
より、優生保護法を改悪しようとしている。
一、中絶をしにくくすることにより女性だけに性
道徳を強化し押しつけることで、現在の支配秩
序を維持強化し、中絶をするものは欠陥のある
女性として社会からまっ殺しようとしている。

二、初回分べんの年齢を引き下げ、若年就職、若
年退職、結婚、出産、育児専業、中高年再就職
というライフサイクルによって、女性労働者へ
の収奪体制を強化しようとしている。
三、胎児チェックにより障害者差別(現在の社会
にとつて一人前として役に立たないものは切り
すてる)をしようにしている。これは一及び二
の女性差別と同じ型のもので、人と人とのつな
がりを断ち切らせるものである。

第三一二六号 昭和四十八年六月十三日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区雪見町三ノ八 久
野綾子外四名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三一二七号 昭和四十八年六月十三日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中川区野田町上越一〇五
赤羽根澄子外三名
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三一二八号 昭和四十八年六月十三日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区萱場町三ノ三二
堀律子外四名
紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三一二九号 昭和四十八年六月十四日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区中道町 柳一郎外
三名
紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

第三一四〇号 昭和四十八年六月十四日受理
「優生保護法の一部改正案」反対等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区旗屋町四五 矢島
由美外四名
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三〇七五号と同じである。

超重度身体障害者対策に関する請願
請願者 新潟市関屋田町二ノ一七四新潟市
重症児(者)をもつ親の会内 吉井
勝平外一名
紹介議員 君 健男君

超重度身体障害者の収容施設を新潟市にすみやか
に建設されたい。

理由
超重度身体障害者(寝たきり老人と同じく、他の介
護がなければ一日たりとも自活できない重度身障
者)の対策はほとんどとられていないため、とくに
在宅の重度身障者は、親も子も毎日暗い悩みと苦
しみの中に明けくれているので、これらの親子
に希望の光を与えるよう、福祉対策の早期樹立を
切望している。

第三一一一号 昭和四十八年六月十二日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区味鋤字名栗一
脇田弘義外二十名
紹介議員 野末 和彦君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三一三八号 昭和四十八年六月十四日受理
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制
定等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区牧野町九ノ四八ノ
四 後藤由之介外二十名
紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三一三十一号 昭和四十八年六月十三日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 福岡県八女市大字本村四三ノ二
川崎虎造
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第三一七六号 昭和四十八年六月十四日受理
生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 北九州市八幡区大谷団地四ノ二
大河一江外四百六十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第三一四五号 昭和四十八年六月十四日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の
法制化に関する請願(九通)

請願者 横浜市鶴見区北寺尾一、三六九
山田のぶ外八名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第三一七三号 昭和四十八年六月十四日受理
国の負担による診療報酬の引上げ等医療の改善に
関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町六四ノ二
長谷川勝外四百名

紹介議員 大橋 和孝君

国民が切実にもとめている「全額無料でもいい、
どこでも、だれでも安心してよい医療がうけられ
る医療保障制度」を国と大企業の負担で実現するた
め、左記事項の早期実施を図りたい。

一、診療報酬を大幅に引き上げて物価、人件費等
にスライドすること。当面、薬価をのぞき単価
で五割以上緊急に引き上げること。

二、医師、看護婦を大幅に増員し、待遇を改善す
ること。当面、国立病院、療養所看護婦夜勤手
当千円支給に見合う額を全医療機関に対し国庫
で補助すること。

三、六十五才以上の老人と三才以下の乳幼児の医
療費を制限なしで無料にすること。これに対応
して医療体制を充実させる具体的措置をとること。

四、国と自治体の責任で休日、夜間診療、救急医
療を確保すること。

五、患者と被保険者の負担を増加させる健康保険

改善法案を成立させないこと。

理由

いま多くの国民が医療について大きな不満をもつ
ている。歴代の政府が大企業本位の高度成長政策
をつづけてきたため国民の健康は破壊され、公害
交通事故、労働災害、職業病などが激増し、国民
の有病率はこの十年間に約二倍となり、十人に一
人が病気になる有様である。四次防には五兆二千
億円の国費をつぎこみながら、国民のいのちと
健康を守るための医療には予算を出しおし、保
険料の引上げなどを中心とする健保改善法案を成
立させようとしている。また、ひろがる差額徴収
や無医地区、休日、夜間診療や、救急医療などの
対策をおこたり、医師、看護婦の不足を深刻化さ
せ、診療報酬のなかでは、医師、看護婦をはじめ
医療に従事する者の技術料などを適正に評価せず、
不当な低診療報酬をおしつけている。

第三二七四号 昭和四十八年六月十四日受理
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区坂本町五ノ二
森恵子外二百九十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三一八五号と同じである。

第三二七五号 昭和四十八年六月十四日受理
全勤労国民の生活と健康、権利を守る制度改善に
関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原三ノ一八ノ六
小山敦外八十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

六月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦時災害援護法案(須原昭二君発議)

戦時災害援護法案

戦時災害援護法案

(援護)

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定
める地域において、これらの地域ごとに政令で
定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦
時災害にかかった者で当該戦時災害にかかった
当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災
害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援
護に關しては、この法律に別段の定めがあるも
のを除き、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年
法律第六十八号。以下「特別援護法」という。)
及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七
年法律第二十七号。以下「遺族援護法」とい
う。)(公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及
び障害一時金並びに弔慰金(第二十四条第三項
に規定する者に対するものを除く。)に係る部分
に限る。の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規
定する公務上の傷病に該当する場合においては、
同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののほか、同項
に規定する者で当該戦時災害により死亡したも
のの遺族には、遺族給付金として五十万円を支
給する。

2 遺族給付金を受けるべき遺族、の範囲は、死亡
した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届
出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事
情にあつた者を含む。)、子、父、母、祖父及
び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍
を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、
又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出
生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得し
た者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、そ
の者によつて生計を維持し、又はその者と生計
をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金は、十年以内に償還すべき記名国
債をもつて交付する。この場合においては、遺
族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

5 遺族給付金に關しては、前各項に規定するも

のを除き、遺族援護法中遺族一時金に係る部分
の規定の例による。

(調整規定)

第三条 第一項に規定する負傷、疾病、障
害又は死亡が、他の法令(行政措置を含む。)に
よる給付(遺族に対する年金たる給付を含む。)
でこの法律による援護に相当する給付として政
令で定めるものの支給事由に該当する場合にお
いては、政令の定めるところにより、この法律
による援護の全部又は一部を行なわないことが
できる。

(政令委任)

第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読替え
その他特別援護法及び遺族援護法の例によるこ
とが困難と認められる場合における特例に關し
ては、この法律による援護の趣旨に照らし合
理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要
な規定を設けることができる。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
をこえない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(特別援護法の一部改正)

第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「又は別表第一号表ノ
三に定める」を「若しくは別表第一号表ノ三に
定める程度の障害又は旧恩給法施行令(大正十
二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部
を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号。)
による改正前のものをいう。第二十一条第一項
に規定する第一目症若しくは第二目症に相当す
る」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を
同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」
を削り、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、
同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「(同条第二項の規定に該当す
る者にあつては、同条同項。以下この条におい
て同じ。)」を削る。

(特別援護法の一部改正に伴う経過措置)
第三條 この法律による改正前の特別援護法第四

第三條 この法律による改正前の特別援護法第四
條第二項の規定により交付された戦傷病者手帳
は、この法律による改正後の特別援護法第四條
第一項の規定により交付されたものとみなす。
(遺族援護法の一部改正)
第四條 遺族援護法の一部を次のように改正する。
第三十七條第一項中「第三十四條第三項の規
定の適用により支給する弔慰金にあつては、一
人につき三万円」を削る。
第三十九條の五を次のように改める。
第三十九條の五 遺族一時金の額は、死亡した
者一人につき十万円とする。
(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)
第五條 この法律の施行前に支給事由の生じた準
軍属又は準軍属であつた者の遺族たるによる弔
慰金については、この法律による改正後の遺族
援護法第三十七條第一項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

2 この法律の施行前に準軍属又は準軍属であつ
た者の遺族たるによる弔慰金の支給事由が生じ
た場合においては、準軍属又は準軍属であつた
者の遺族に、特別弔慰金として二万円を支給す
る。この場合においては、遺族援護法中弔慰金
に係る部分の規定の例による。

3 前項の規定は、死亡した者の死亡に関し戦傷
病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法
律(昭和二十八年法律第七十四号)附則第二條第
七項の規定の適用があつた場合には、適用しな
い。

4 第二項の規定を適用する場合における遺族援
護法第三十六條及び第三十八條に規定する日の
就替へについては、政令で定める。

第六條 この法律の施行前に支給事由の生じた準
軍属又は準軍属であつた者の遺族たるによる遺
族一時金については、この法律による改正後の
遺族援護法第三十九條の五の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

2 この法律の施行前に準軍属又は準軍属であつ
た者の遺族たるによる遺族一時金の支給事由が
生じた場合においては、準軍属又は準軍属であ
つた者の遺族に、特別遺族一時金として三万
円を支給する。この場合においては、遺族援護
法中遺族一時金に係る部分の規定の例による。

3 前条第四項の規定は、前項の特別遺族一時金
について準用する。この場合において、前条第
四項中「第三十六條及び第三十八條」とあるの
は「第三十九條の四及び第三十九條の六」と読
み替へるものとする。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第七條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十
三年法律第二百十九号)の一部を次のように改
正する。
第三十二條第二項中「第六百六十八号」を「第
百六十八号。戦時災害援護法(昭和四十八年法
律第 号)によりその例によるものとされる
場合を含む。以下この項において同じ。」に改め
る。
(厚生省設置法の一部改正)
第八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五
十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第二項第二号中「戦没者遺族」の下に
「戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加
える。
第五條第六十三号の三中「第六百六十八号」を
「第六百六十八号。戦時災害援護法(昭和四十八
年法律第 号)によりその例によるものと
される場合を含む。第二十九條第一項において
同じ。」に改める。
第五條第六十三号の六の次に次の一号を加える。
第六十三号の七 戦時災害援護法の定めるところ
により、障害年金等を受ける権利を裁定し、
及び障害年金の額を改定すること。
第十四條の三第四号の六の次に次の一号を加
える。
四の七 戦時災害援護法を施行すること。
第二十六條の三第一項中「戦傷病者」の下に
「戦時災害傷病者」を加える。

第二十九條第一項の表援護審査会の項中「戦
傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「(戦時災
害援護法によりその例によるものとされる場合
を含む)」を加える。
(身体障害者福祉法の一部改正)
第九條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第十九條の二第二項中「第六百六十八号」を「第
百六十八号。戦時災害援護法(昭和四十八年法
律第 号)によりその例によるものとされ
る場合を含む。第四項において同じ。」に改める。
(精神衛生法の一部改正)
第十條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二
十三号)の一部を次のように改正する。
第三十二條第六項中「第六百六十八号」を「第
百六十八号。戦時災害援護法(昭和四十八年法
律第 号)によりその例によるものとされ
る場合を含む。」に改める。
(地方税法の一部改正)
第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二
十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第四項中「第六百六十八号」
を「第六百六十八号。戦時災害援護法(昭和四十
八年法律第 号)によりその例によるもの
とされる場合を含む。以下第七十二條の十七第
一項ただし書において同じ。」に改める。
(結核予防法の一部改正)
第十二條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十
六号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第一項中「第六百六十八号」を「第
百六十八号。戦時災害援護法(昭和四十八年法
律第 号)によりその例によるものとされ
る場合を含む。次条第二項において同じ。」に改
める。
(租税特別措置法の一部改正)
第十三條 租税特別措置法(昭和三十三年第二十
六号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第一項第一号中「第六百六十八号」
を「第六百六十八号。戦時災害援護法(昭和四十

八年法律第 号)によりその例によるもの
とされる場合を含む。」に改める。
(国民年金法の一部改正)
第十四條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百
十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項第五号の次に次の二号を加える。
五の二 戦時災害援護法(昭和四十八年法律
第 号)に基づく年金たる給付
第七條第二項第四号中「第五号」を「第五号の
二」に改める。
(通算年金通則法の一部改正)
第十五條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第
百八十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第二項第四号中「第二百二十七号」の下
に「若しくは戦時災害援護法(昭和四十八年法
律第 号)を加える。
(児童扶養手当法の一部改正)
第十六條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第
二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第十四号の次に次の一号を加え
る。
十四の二 戦時災害援護法(昭和四十八年法
律第 号)に基づく年金たる給付
(特別児童扶養手当法の一部改正)
第十七條 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法
律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第十四号の次に次の一号を加え
る。
十四の二 戦時災害援護法(昭和四十八年法
律第 号)に基づく年金たる給付
この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

この法律施行に要する経費は、平年度約三十億
円の見込みである。

昭和四十八年七月十四日印刷

昭和四十八年七月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局